

議長

おはようございます。

本日をもって招集されました平成27年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。

先に今日は相当蒸しておりますので、上着等を脱いでも構いませんので、そのほどそれぞれよろしく願いいたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

8番 菅原 文子議員、9番 石川 康弘議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員会委員長 熊木 恵子議員、報告願います。10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

議長の許可をいただきましたので、平成27年第3回議会定例会の運営について、去る8月28日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として会議規則改正1件、議員派遣承認1件、各委員会所管事務調査1件、町からは平成26年度決算認定2件、平成27年度会計補正予算3件、条例改正3件、人事案件2件、財産の処分1件、一般議案4件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日9月4日から9月11日までの8日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は9月4日から9月11日までの8日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は9月4日から9月11日までの8日間と決定いたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これを持ちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成27年5月分、6月分及び7月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これを持ちまして報告済みといたします。

・ 3 番目 平成 26 年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については、教育委員会より報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これを持ちまして報告済みといたします。

・ 4 番目 両常任委員会合同所管事務調査報告をいたします。

局長をして朗読いたさせます。

(朗読する。)

両常任委員会合同所管事務調査報告につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございますので報告済みといたします。

・ 5 番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

本議会定例会に当たり 3 件の行政報告を行います。

初めに、農作物の生育と収穫の状況について御報告します。6 月から 7 月にかけて気温が低く農作物の生育が心配されましたが、7 月末から 8 月にかけて気温も高く平年並みに回復し、生育はおおむね順調に推移しています。基幹作物である水稲については、町内でもこれから本格的に稲刈り作業が始まっていきます。空知農業改良普及センター空知南西部支所の 9 月 1 日現在の作物状況調査によりますと、水稲は平年に比べ 2 日程度遅く、いもち病の発生は見られなく、不稔粒の発生は平年並みであるものの、9 月 2 日の降雨により多少倒伏がありますが、登熟は順調に推移しています。また、8 月 28 日付け農林水産省北海道農政事務所が公表しました米の作柄につきましては、南空知はやや良と見込まれています。小麦は、青未熟粒や穂発芽の発生が若干見られるものの既に収穫調整作業を終えており、収量は前年対比で 2 割増、品質はおおむね良好です。豆類、てん菜は、現在のところ順調な生育状況となっています。キャベツ、ブロッコリーなどの野菜の状況は、収量、品質ともにおおむね平年並みですが、7 月の九州地方での大雨などの影響もあり野菜の価格は乱高下している状況です。以上のように各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に出来秋を迎えられますように関係機関・団体と連携しながら異常気象などへの適切な対応に努めてまいります。

次に、南幌スーパープレミアム商品券販売事業の実施状況について御報告します。国の地方創生交付金を活用し、地域消費の拡大と地域経済の活性化を図る目的に、平成 26 年度の繰越事業として町商工会主体で取り組んだ南幌スーパープレミアム商品券販売事業につきましては、5 月 9 日より 18 歳以下の子どもと 75 歳以上の高齢者の方への割引購入券交付及び商品券の優先販売を実施し、5 月 23 日からは 1 世帯 5 セットまで購入できる一般販売を実施したところであります。その後、販売開始から 1 カ月以上経過した段階で購入予定世帯のほとんどが購入されたとの判断から 7 月 10 日をもって 1 次販売を終了し、残りの商品券を改めて 1 世帯 3 セットまで購入できる 2 次販売を 7 月 12 日に実施したところ即日完売となり、これによって上乗せ率 30% のスーパープレミアム商品券 8,000 セットの販売事業が終了となりました。販売内訳としましては、優先販売の 18 歳以下の

局 長  
議 長  
  
町 長

子どもでは、対象数1,009人に対し商品券購入が674セット、75歳以上の高齢者では、対象数1,164人に対し商品券購入が830セットでした。また、一般販売では、優先販売分を除く6,496セットを1次・2次販売合計で1,740世帯が購入し、うち半数以上の51.8%の世帯で限度の5セットを購入しています。なお、商品券利用状況につきましては、8月28日現在、利用金額9,046万3,000円で利用率は87.0%に達し、また、利用店は取扱加盟店109店に対し66店で利用されています。

最後に、知名度高揚対策事業の推進状況について御報告申し上げます。本年度、国の地方創生先行型交付金を活用し、本町の知名度向上並びにイメージアップを図るための事業として知名度高揚対策事業に取り組んでいます。この事業は、主に札幌圏に居住する子育て世代をターゲットに、本町への移住や地域誘客の促進を目的とするものです。また、実施に当たっては、町民にも参加してもらいながら進めていくことも重要であると考えています。主な活動としては、キャッチコピーとして「なんと！なんぼろ」をPRツールとして活用するとともに、期間限定の地元アイドルグループとして、「南幌町特産品少女 スペシャルティ ガールズ」を結成しています。このアイドルグループについては、オーディションで選ばれた町内の中学生2名を初め、北海道の地元アイドル「フルーティアー」などのメンバーを含めた6名で構成されています。8月には、町内の団体や町民、総勢170名以上の方々とアイドルグループがオリジナルソングに合わせ、町内各所でのイメージ映像及びポスターを撮影しており、完成した作品はインターネット等により広く配信していく予定となっています。今後においては、札幌市営地下鉄における広告や子育て情報誌の発行、札幌市内ホテルでの南幌産農産物を使った料理試食会やなんぼろランチフェアの開催、各種イベントへの出店やPRなどを実施してまいります。以上、一般行政報告といたします。

議 長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は6名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

7番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

本日は、町長に1題の質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。住みよい移住体験住宅で定住確保の考えは。本町には元町に2戸の移住体験住宅があります。平成25年第4回定例会で行った私の一般質問で町長は、「この移住体験住宅事業は、みどり野住宅団地の販売促進につなげることを最大の目的としている。しかし、十分な成果が出ていません。」と述べられていました。その後、修繕や壁の塗り替えもしていただきましたが、販売促進につながる手応えはあったでしょうか。南幌の風景を感じ、新築の香りの中で庭に花が咲き、楽しく家族と暮らすイメージが沸き上がるような売り方をしなければ販売は難しいと思います。建設業者との連携、ふるさと応援基金などを利用し、南幌のニーズに適したモデルハウスと移住体験住宅を兼ね

た施設を考え、定住確保につなげていくべきと思いますが、町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

住みよい移住体験住宅で定住確保の考えは、の御質問にお答えします。本町の移住体験事業は、平成19年1月から取り組んでおり、元町にある元教員住宅2戸を活用しています。平成26年度の実績については、12組28名の方々に利用されており、利用者居住地の内訳は、関東5組、中京1組、関西5組、九州1組となっています。これまでの利用者のうち本町への移住実績としては1組となっていますが、みどり野団地の販売にまでは至っていないのが実情です。

また、現在の移住体験住宅については、昭和51年建築のため、これまで内・外壁及び屋根の塗装、給水設備の更新などの修繕を行っており、本年度は浴室の改修工事を予定しています。利用者へのアンケート調査からは、住宅は新しくないが、家賃などの利用料が安いとの好評をいただいているところです。このことから、維持管理面においても当面は現在の住宅を活用していきたいと考えています。

議 長  
佐藤議員  
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。以前、平成25年に移住体験の質問をさせていただきました。その時に、この体験住宅というのは、みどり野団地販売につなげることを目的としている。即効性を期待しているものではないけれども、まず本町を知ってもらうことが大事だと。町長は新たに建てるよりも空いている施設の利活用をしたい、その中でいずれ何戸かが来てもらえればいいという町長の御発言だったと記憶しております。しかしながら、住民からこの40年近くも経った古いこの住宅で移住体験をして本当に南幌の良さがわかるのか。また、それで多くの残った住宅地が本当に売れると思うのか。効果がなければやる意味はあるのかと本当に大変厳しい御指摘を受けました。また、昨年、移住体験をされた方の感想ですけれども、家賃が安いこともある、しかし、古さにびっくりしたと書かれてありました。古い住宅と高品位な住宅を選択できると良いとの声もございました。また、この住宅の事業は本町としても重要な位置づけをしているともお聞きしております。であれば、定住促進にもっと効果のある事業を展開することが大事ではないでしょうか。やはり新しい住宅を販売するには中古や空き家ではなく、新しい建物を見て買うことが必要なんだと感じます。そこで、みどり野分譲住宅地にモデルハウスとお試し住宅が一度に体験できる住宅を民間建設業者と協力してはどうかと考えております。町だけであるのは大変な費用もかかりますし、町もお金がないということは私も承知しております。それで、具体的な提案なんですけれども、事業者固定資産税の免除制度、また、建築費の補助金などを支援して、業者に建てていただくということ。2つ目に、ふるさと応援基金の使い方の項目に定住促進の項目を入れ、寄附していただいた方を対象に本町に来ていただいた時には体験住宅利用に特典を付けて体験住宅をしていただく。これは定住促進のための話題づくり、また、次につなげる効果も期待できると思っております。そして、以前、

町長も懸念しておりました体験住宅が長期滞在の中継点になるのではないかということもおっしゃっておりました。そういうことを避けるためにも、今までは何カ月という月単位でしたけれども、体験宿泊日数は1泊幾らというような形できちんとした料金をいただき、多くの人に南幌町を知っていただくことがいいのではないかなと思っています。新しい施設であれば、それなりの体験利用料金はいただくことはできると思うんですね。それで、管理費の削減にもつながると思っております。まず、その先進事例としては、近隣の町でやはりモデルハウスとお試し住宅を兼ねた住宅を2棟建てて、既に完売しているというお話でした。また、今年5月に厚真町でも住宅分譲地に宿泊体験できるモデルハウスを建てて話題になっております。それで、先月8月29日に南幌体験ツアーがありました。多くの御家族が参加され、私もその意見交換会に参加させていただいたんですけども、その時、若い子育ての御家族が多かったんですけども、南幌のイメージはゆったりとしている、広い家で子供を伸び伸びと育てられる町だなと思ったと。ですけども、これからはきれいでおしゃれな所も大事だと思うという御意見がございました。しかし、移住となると、皆さん、ためらいを隠せない方が多かったように見受けられました。その新しいお試し住宅を体験することで、マイホーム購入の後押しにもなるのではないかなと思います。私ごとなんですけれども、私も22年前、我が家もたくさんのモデルハウスを見て、この南幌町に住宅を購入いたしました。やはりそのモデルハウスを見る中で、家族と楽しく暮らすイメージがだんだんわいてくるんですね。それで購入に至ったということもあるんですけども、今のように区画された土地だけ見ても、きっとピンと来なかったのではないかなと思います。これからも次の世代の方、また、第二の人生を考えている方に本当に南幌がライフワークとして思っただけのような、そういう定住促進に向けた町になっていただきたいと強く考えております。そういうことで町長のお考えをお聞きいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。移住体験住宅というようなことで、新しければそれに越したことはないんでしょうけれども。ただ、ニーズ的にはいろんな要素を持っていますので、新しければいいという問題ではないようであります。これは全国的の移住体験住宅等々も、私もいろんな所のお話も聞いておりますので。新しければ来るという問題でもないし、ただ、うちに来ている、今の移住の体験に来ているのとちょっと移住体験とはちょっと違うのかなと。ですから、これは内容の整理はちょっとしなければならぬのかなというような、若干そういう思い。まあ、北海道という魅力を感じて来ていただいている方が非常に多いというような分野もございますので。新しいのが本当にいいかどうかというのは、またこれは町の負担も相当かかりますので。維持管理も含めていきますと。それをここに今、特化していいかどうかというのは、私はちょっとまだそこまでは行ってないんじゃないかなというふうに思っております。それから、住宅団地

の関係、いろいろお話いただきましたけど、これはあくまで住宅公社の土地でございます。本町の土地ではございませんので、今、住宅公社ともいろんな話もさせていただいておりますが、昔は住宅公社で住宅メーカーと話し合いをしてモデル住宅だとかいろいろつくっていただいて、本町に来ていただいているというのが現状でわかっておりますが、今も私どもは何かそういう形もとれないかというようなこともお話しをさせていただいておりますけれども、公社自体が厳しい経営というようなことで、なかなかその辺の難しさがありますが、これは粘り強くやっていかなければならないなど、そんなふうに思っているところであります。それから、先月28日も来ていただいた子育て世帯、これは非常に募集に人数の制限がありますけれども、募集はすごい人数でありまして、絞ってさせていただいておりますが、毎年、これは伸びております。というのは、やっぱり来ていただいて、いろいろやっていただくというようなことから始めているところでありますので、これを地道につなげながら、自分で見ていただくというのがまず一番大事であるし、また、町民の方とも接していただいておりますので、それらも大事にしながらやっていきたいなというふうに思っています。

それから、これからの対策については、まち・ひと・しごとの総合戦略がありますから、それらも含めて考えていかないと、これだけ先行してやるということでは、私はないような気がしております。今、その策定をしておりますので、それらを含めてどうあるべきか。先ほど提案がありました、ふるさと納税にそういう項目をつくって、来ていただくのもいいのではないかと、そういう提案もありましたので、これからの政策の中で検討はできるのではないかなと思っておりますので御理解いただければと思いますが、どちらにしても、いろんな手を打ちながら南幌町というのをまず知ってもらうというのが、私は特に札幌圏、これが大事ではないかなというふうに思っておりますので、それらを含めて、できれば若い世代が伸び伸びと子育てしていただける環境づくりにこれからも努めていきたいなと、そんなふうに思っています。

議 長  
佐藤議員  
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

今、いろいろ御答弁いただいたんですけども、新築にこだわらないという、そういうお話でしたけれども、私はやはり懸念しておりますのは、この住宅団地、700区画ほどある住宅団地をいかにして売っていく方策を少しでも考えられないかなという、そういう思いで今回、一般質問させていただいたのですが、新しい住宅を建てる時には、新しい物を見なければ購買意欲は湧かないのではないかなと思います。やっぱり新車を買う時も新しい試乗車を乗らなければ、中古を買っても新しい自動車は買っていただけないんじゃないかなと私は思っています。それで、るる町長のお話を聞きましたので、またさらにもう一步踏み込んだものを期待しております。

それで、再々質問なんですけれども、2点あります。この移住体験事業を最初を知るツールとしてホームページがあります。そのホーム

ページも大変重要なんですけれども、本町では「いな暮らしナビ」と一番最初に出てくるんですね。それで、きっと田舎暮らしナビゲーションの略だと思えるんですけども、町外の方が見て何のことかわかるのかなと思います。また、住宅体験の説明に関しても、参加された方の感想も本当に内容は素晴らしいんですけども、本当に探し出すのにとっても苦労します。本当にもったいないなと思っています。最初のホームページに開いた時にどーんとお試し体験住宅参加者募集と出されたほうが私はいいと思います。もっとわかりやすいインパクトあるホームページを考えてはどうかと考えます。

2点目なんですけれども、今、道内の自治体で住宅を建てる方に住宅建設補助金制度を設ける所が最近ふえてまいりました。本町では、その住宅補助制度をどのように考えていらっしゃるか、その2点、お願いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。移住体験も含めて、いろんな方の人数が非常に多種多様という部分がございます。先ほど言ったように、南幌に古民家はないのかと、移住体験、そういう声もあるわけです。ですから、いろんなものに対応できれば、本当は全部セットできれば一番いいんでしょうけども、今、うちでやれる範囲の中でやらせていただいて、今後についてはいろいろ検討させていただきたいと、そんなふうに思っております。

それから、ホームページの関係、今、1月に新しくリニューアルをさせていただいて、そして、皆さんからいろんな声があって、それぞれ手をかけて直しながら皆さんの見やすいようにやっておりますので、今の意見も伺いながら、また、いろいろな方がうちの町を見ていただくように少しでもわかりやすい環境づくりはしていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、住宅の建設の補助、それぞれこの町も最近多くなってきております。私どもも今いろいろ考えているところです。先ほど言った、まち・ひと・しごとの総合戦略の中で考えるべきだというふうに思っておりますので、何とか、国のそういう事業も検索しながら、町民の負担をできるだけ減らしながら、いかに活用して多くの方が来ていただくような、総合戦略も含めて考えていきたいと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

議 長  
西股議員

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に6番 西股 裕司議員。

私のほうからは1点、土地改良事業の今後についてということで町長にお伺いいたします。南幌町の大規模な土地改良事業は、昭和44年、町・農協・土地改良区が圃場の近代化と水利体型再編を目指して土地改良事業推進本部をスタートさせまして、昭和46年から17年間で12地区、整備総面積で約4,000ヘクタールの事業を完了しております。その後、圃場整備後の補完としまして暗渠・用排水の総合事業等を経て、平成12年からは国営農地再編事業（中樹林地区）等に取り組むに当たり、南幌町農業農村整備事業推進本部を設置し、

土地改良事業に取り組んでいます。

本年度の町政執行方針で「土地利用型農業を確立するため経営体育成基盤整備事業では、晩翠地区等の継続3地区に加え、三重地区の整備に着手し、引き続き農業経営基盤の強化が図られるよう農業農村整備事業に対する支援を進める」とあります。土地改良は、農産物の生産性の向上を図る上で大きな役割を担う事業で、今後も推進本部体制の継続が図られるようにしていく必要があると思っています。推進本部の本部長でもある町長が、この件についてどのように考えているのかお伺いいたします。

議 長  
町 長

町長。

土地改良事業の今後についての御質問にお答えします。本町における土地改良事業の変遷については、ただいま、西股議員の述べられたとおりであり、明治26年、先人により開墾のくわが入れられて以来、たび重なる冷害凶作や水害による農地の疲弊に脅かされた本町にとって、当たり前のように農業を営むことができる現在の環境は、当時からすれば夢のようであり、まさに先人たちの悲願であったといえます。さらに、ここ数年は豊作基調が続いており、昭和44年より長く取り組んできた土地改良事業がもたらした恩恵は計り知れないものがあり、今日の発展はその賜物であると言っても過言ではありません。

本町は、基幹産業である農業の振興発展とともにあり、その基盤を支える土地改良事業は欠くことのできないものであり、将来的にも事業を強力に推進していくためには、推進本部もまた必要不可欠であるものと認識しています。また、国においては前政権下で大幅に減額された土地改良事業関係予算ですが、政府の描く「強い農業」を実現するためには、早期の予算回復が不可欠であるとの認識が深まり、土地改良事業の推進が政府の経済財政運営の基本指針「骨太の方針」に明記されたことを足掛かりに、今後3年あまりで減額前のレベルに回復したい考えであるとも報道されています。そのような状況から本町においても、改めて土地改良事業の重要性を再確認するとともに、また、土地改良事業を円滑に実施していくためには、町、農協、北海土地改良区の3者で協議し、密に連携を図りながら、将来においても推進本部体制を継続していかなければならないものと考えています。

議 長  
西股議員  
(再質問)

6番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。今後も土地改良事業の重要性を再確認したということで、町長の考え方は理解させていただきました。ただ、町長が土地改良にかかる予算獲得のため要請活動を行っておりますけれども、町、農協、土地改良区の3者の実務レベルを加えて将来を見据えた体制を早急に検討すべきではないだろうかというふうに私は思っております。現在の推進本部の体制というのは、農協から3名、土地改良区から3名の正職員と嘱託1名というような形と、そして、土地連から1名ということの8名の体制になっているそうでございますけれども、町からの出向というのは現在のところ約10年間近く、ないのではないかなというふうに思っております。今後に向けてですが、

対外的な面を考えて町職員の出向も必要ではないかなというふうに私は思いますので、この辺についての町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

西股議員の再質問にお答えをいたします。土地改良事業、本来であれば1回やれば、一生1回ということであれば一番いいんでしょうけども、うちの土質等々を考えますと、ある程度の年数が来ると土地改良を進めていかなければ農業の基盤がなかなかできていかない。あわせて後継者も育ちにくい環境になりますから、これは当然、今後とも進めていくということは3者で協議をしておりますので、それを確認させていただいて、今、事務レベルでやるという状況ではないと。もうそれは確認体制をとっておりますので、そのことはやっているというふうに思っております。

それから、職員体制については、町も2名分の負担はちゃんとしております。全然していないわけではないので。それは理解のもとで3者の協議をさせていただいたと。なぜかという町も職員の削減をさせていただいています。それで、そこが派遣できる今、人材的に余裕がありません。あわせて、当面、もう長い間、専門職の、特に土地改良・建築の関係は採用しておりません。そんなこともあって、そこまでまだできていないと。何もできない者が行ってもこれはまた難しいだろうということから、ある程度知識を有する方々を採用して、町が負担をさせていただいていると。そういう実情でありますので、それらは話し合いのもとで進めさせていただいておりますので、ある程度、3者が理解いただいているというふうに思っております。ただ、将来的にこれがずっといいかどうかというのは、またいろんな問題が出てくると思いますので、町としても余裕ができる体制ができれば、それは当然応援をしていく、派遣していくということは可能になるかと思えますが、当面、今、厳しい状況の中でありますので、ベテランを含めて、経験者を含めて、そういう推進本部の一員となって、即できる人を採用しながらやっていくのが今の現状ではベストではないかなと、そんなふうに思っております。

議 長  
西股議員  
(再々質問)

6番 西股 裕司議員。

再々質問をさせていただきます。今の町長のお答えの中では、技術者でなければできないというようなお考えでございましたけれども、今の補助事業の関係とか土地改良事業の関係というのは、別に技術者でなくてもいいんだというような考え方を持っているようでございます。大体、今のパソコンで積算等のものもできるようになっているということで、あえて技術の人間が必要なんだというような考え方は持っていないようなことで私はお伺いしております。そういう中でございますので、ぜひ近い将来に向けては、町もやはりこの一端を担っているんだという部分を職員の派遣の中で表していただきたいなというふうに思います。それと、今回2名分のお金を出しているということでございますけれども、これは土地改良区と土地連の人間に対してのものだということも理解した上で私はちょっと発言させていただ

いておりますので、そういうところもちよっと含めて体制というものを今後の部分で検討していただきたいなというふうに思っております。以上で私の再々質問を終わります。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

西股議員の再々質問にお答えをいたします。いろいろ事務をやって担当いただく方々、それぞれ持ち場持ち場があるんでしょうけれども、やはり今の時代、技術屋だけでもだめだし、事務屋だけでも。やはりどっちも精通している方々が即、戦力として使われると思っております。少ない人数で推進本部の体制をさせていただいておりますので、ある程度両方精通している方が今の状況では、私はうちの推進本部では必要ではないかなということから三者協議をさせていただいて、そういう体制をとっております。将来については今言われたことも含めて、町の情勢も変わっていくでしょうから、それは三者でまた協議をしながら進めたいと思っております。町の状況も踏まえていただいて、3団体でそういう方向に今はさせていただいていると。これが永久に続くということではなくて、その都度その都度、相談をさせていただきながら、今後進めさせていただくということでもあります。

議 長  
菅原議員

以上で西股 裕司議員の一般質問を終わります。

次に8番 菅原 文子議員。

町長に2問、質問させていただきます。1つ目、札幌圏に南幌町の魅力をPRについて。広報なんぼろ8月号に「札幌圏に南幌町の魅力をPR」の記事が掲載されています。キャッチコピー「なんと！なんぼろ」を決定、そしてアイドルグループを結成し、町内でイメージ映像の撮影を行ったところです。そこで、町長に伺います。

①キャッチコピーとイメージ映像を使用し、どのようなPRを展開していくのか。

②「札幌圏に南幌町の魅力をPR」とあるが、本町の魅力をどのように考え、移住促進・地域誘客の促進に結び付けるのかお伺いいたします。

議 長  
町 長

町長。

札幌圏に南幌町の魅力をPRについての御質問にお答えします。知名度高揚対策事業は、主に札幌圏に居住する子育て世代をターゲットに事業展開を行うものです。

1点目については、キャッチコピーは、広告展開を行う上で統一したデザインのロゴマークとして使用するもので、制作するPRポスターにはもちろん、申し出により無償で町内外の方々にイベントやチラシ、ポスターやステッカーなど広く活用していただくことで本町の知名度向上につなげてまいります。また、イメージ映像は、広告の露出効果が高いインターネットの無料動画サイトや町ホームページ等で配信いたします。

2点目については、本町は、札幌近郊としての地理的優位性、緑豊かな田園風景が広がる子育てに適した住みやすい環境、安全安心でおいしい農産物が豊富にあること、さらには移住者や来町者におもてなしの心を持って接する多くの町民の方々など、たくさんの魅力があり

ます。一方では、これまでの子育てや暮らし、移住や観光などの政策実施による成果が表れているものの、対外的な本町の知名度に関しては、まだ高いとは言えないことから、従来からの情報発信の手法に加えて、視覚に訴える広告展開と集客力のあるイベントへの参加や開催により本町に関心を持ち、本町の魅力を一人でも多くの方々に知っていただける機会を増やすことが地域誘客につながるものと考えます。

また、移住促進については、単に本町の魅力をPRしただけでは直ちに成果に結び付くものではありませんが、みどり野団地の販売や空き家・空き地情報バンクの活用促進、移住体験等による移住者の増加への弾みとなることを期待するものです。なお、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、移住定住の促進並びに人口減少の抑制につながる政策の検討を進めてまいります。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

ただいま御答弁いただきましたけれども、1つ目につきましてですが、1つ目のキャッチコピーとイメージ映像を使用し、という所ですけども、まず、南幌町のPRをしていくには大変効果的な意義のあることだと私も思っております。先日もテレビでは出ていましたけれども、南幌の中学生2人が当選した、そのオーディションも私は見ました。その中で名前も決まりましたけれども、今、いろんな名前がはやっていますけれども、ちょっと名前が言いづらいというのがありますので、例えば、南幌町とスペシャルガールズを取ってNSGとか、何かそのような言いやすいような名前を考えるのも一つなのではないかなと思います。最初に私がこのアイドルグループのお名前を聞きました時、ちょっと1回で覚えられないなというような感じがいたしました。そのテレビ番組の中でもいろいろ言われているところで、私も大変いろんなことを考えさせられたテレビ番組でございましたけれども、まず若い女性にターゲットを絞る、それから若い世代の子育て、これからする、それから今している若い方々に対してのPR、それからアイドルですから、また10代、20代になっていこうかと思えます。その中で南幌町「なんと！なんぼろ」、これはホームページにも出ていますけれども、たくさんの意味を込めた「なんと！なんぼろ」ですね。私もそれはわかりますけれども、この「なんと！なんぼろ」を使って、「なんと！」というのは「何でしょう」という所を私はいろいろ考えているんです。若い子育て世代に対して何が魅力かと言いますと、やはり教育ではないのかなと思います。私も以前から教育長にも何回か質問させていただいておりますけれども、やはり町長、教育長の執行方針の中でもグローバル化として国際社会で活躍できる人材育成とあります。国や道でも小中一貫教育に力を入れる方針が出てきました。国や道で行うのを待って、手厚く小中一貫に持っていくのも一つではありますけれども、先んじて、例えば、9年間で英語に特化した教育を行う、それからICTに特化した教育を行う、それが私は、先んじてやることこそが南幌町の魅力ではないのかなと思います。それから、もう1つは若い女性の農業者、今、南幌町以外でも女性の農業者の方たちがいろんな形で活躍しております。本町では酪農とか、

ちょっと女性には向かないのかなという面もありますけれども、その若い女性の農業者増に向けた環境づくりをされていくお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えします。最初の通告の中から行くと、ちょっと後半の部分が私はちょっとわかりませんが、キャッチコピー等々、アイドルグループ、それぞれいろんな思いがあるようであります。私も最初そう思ったら、私と同じ世代が菅原さんかなと。もっと若い人は全然違います。ですから、いろんな世代、いろんなことが反響できる部分であります。今回の6人の方、それぞれうちの農産物をモチーフにしたことにトライしていただいている、それもあると。そういうこともありますので、いろんな御意見を述べられて、これは直すものは直していきますけれども、基本的には、やはり若い世代を対象にしているということでもありますので御理解いただければなど、そんなふうに思っております。知名度の高揚の中ではいろいろあろうかと思えます。ただ、いろいろやっている中で、教育の問題も先ほど言っていましたけれども、これはまた別問題で出てくるんだろうと思えますが、それだけいろいろやっておりますので、まあ、後ほどの議員からもあるかと思えますが、いろんな今やりくりをしながら、うちの魅力、先ほど言ったようにそういう発信がうちのほうはちょっと遅れていたのかなと。今回こういう形を使っていただいて、改めて、札幌に近い、札幌圏の入る南幌町をわかっていただくというのが一番のねらいかなと。札幌からこんなに近いんですかと。いろいろ新聞等々にも投稿があったようではありますが、いろんな思いがあって、いろんないいことも言っているけども、逆に言うと、列車がないんですねと言われてたり、いろいろあるわけで。それぞれ個人の感じ方があるものですから、それを全部押し並べて、これに全部特化してできるというのはなかなか難しいかなと。まあ、できるものから私どもは取り組んでいるということで御理解いただければというふうに思います。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

8番 菅原 文子議員。

今お答えいただきましたけれども、私がどうして教育問題についてお話ししたかと言いますと、やはりその魅力、2番目ですね、2番目の魅力をどのように考え、移住促進・地域誘客の促進に結びつけるのか。私はPRをするのは大変いいことなんですけども、「なんと！なんぼろ」のこれが南幌という、そういう特化したものが本町には足りないのかなという思いでしたので私はそういう質問をさせていただいております。と言いますのもやはり2つ目の誘客です。移住促進・地域誘客、札幌に向けての発信と言いますと、南幌町のイメージキャラクターをつくり、そして、このアイドルをつくり、PRしていくのは私は大変いいことだと思います。ですけれども、これが南幌ですよという、その魅力を私は発信していかなければいけないのではないかなという思いでいるんです。と言いますのも、やはり私は10年前に一般質問させていただいた時に、小学校から英語教育はどうですかという質問をさせていただきました。その時には、国で小学校から英語とい

うことは考えは全くしていなかったです。でも今、その10年後に、今は国でも小学3年生から英語教育をしましょうという方針が出されています。今後10年間、これから10年間、これがさらに私は低年齢化し、英語でのいろんな取り組みをしていくのではないかなと、そういう思いがありますので、私はこの移住促進・地域誘客の促進に結びつける魅力として私は国に先んじてされてはどうかという思いでお話しをしたわけで、これが全てだと私は思っていないです。ですけれども、大きな魅力を今こそ考えるべきではないかなと、そういう思いで御質問させていただきました。英語に関しなくても私は小中一貫ということをお話していくのも、これからですね、来年というわけにはいきませんが、それも大きな魅力の一つとして考えていかれてはどうか。これはあくまでも移住促進・地域誘客の促進に向けての質問でございます。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたしますが、これらを一生懸命やりながら、私どももやっていくと。また、子育て環境、いろんな面でうちは結構やっているとっております。来ていただいた方にもそういう声もたくさんあるわけでありまして。それらを大事にしながらやっていくと。将来については、これから地方創生の戦略の部分、それから、平成29年度から始まる総合計画、そういう部分がまた反映されるのであろうというふうに思っておりますが、いろんなことをやっぱりトライしながらやるべきだというふうに思っておりますので、このロゴマークも議員さんの背中に貼っていただければ、議員さん、行動力がありますので、ぜひ札幌に行って、みんなで貼っていただければ行動していただければ南幌町の知名度の高揚にもなるかと、私はそんなふうに思っております。そんなことを含めて、機会あるごとに新たなものも挑戦する、あるいは現状のやつでいいのであれば現状のものをより強く出していくということで、まずこれをやったことによってどうなったのかと。まだ、配信されていないんです。まだ、途中経過で、撮影は終わったんですが、まだ評価されるまでに至っておりませんので、それらを含めて検討課題が出れば出たように改めながら、そしてまた足りないものは足りないものでやっていくべきだと思いますので、大いに私は期待をしながら少しでも広まっていたらと、そんなふうに思っているところであります。

議 長  
菅原議員

8番 菅原 文子議員。

再々質問にお答えいただきました。議会でもポロシャツか何かをつくって、議会で着ようかというお話もまた一部で出ていますので、近々お披露目することもあるかと思っております。

2番目に質問させていただきます。人口減少問題検討委員会の設置について。本町の人口も8月1日現在で7,998人となり、第5期総合計画の目標である平成28年8,400人を大きく下回ってしまいました。人口減少問題に多くの自治体が試行錯誤をしています。そこで、町長に伺います。

①全庁職員が一丸となり、人口減少問題に取り掛からなければいけ

ないと思います。全課から委員を募り、人口減少問題検討委員会を設置し、早急に検討を始める考えは。

②近隣の町と広域で人口減少問題検討委員会を設置し、職員間の勉強会の開催、情報交換、関東方面での移住・定住についてのPR等を広域で行う考えはあるか、お伺いたします。

議 長  
町 長

町長。

減少問題検討委員会の設置についての御質問にお答えします。人口減少問題については、本町を初め、多くの自治体が抱える課題となっており、国の地方創生の枠組みの中で、本年度中に人口ビジョン及び地方創生総合戦略の策定が求められています。本町における人口の現状は、平成12年以降において減少傾向が続いており、要因としては自然増減での出生数の低下もありますが、特に顕著な点は、社会増減での転入者数の大幅な減少傾向が大きな課題であると考えており、これまでも移住定住や子育て支援などの政策を講じてきたところです。

1点目については、まちづくり戦略チームを職員16名で設置しており、人口増加に資するためのイメージアップや住んでみたい街づくりの方策を戦略化し、実行可能な施策や事業の提案について検討を進めています。現在、提案書のまとめの段階に入っており、全ての課が関わる総合戦略策定の参考にしたいと考えていることから、新たに検討委員会を設ける考えはありません。

2点目については、現在、由仁町、栗山町、長沼町との4町で、南空知4町広域連携検討会議が設置されており、社会教育や観光連携などを進めています。人口減少といった幅広い問題については、自治体によって政策等が異なることから、広域での検討委員会の設置は考えていません。なお、新たに広域連携が必要となる場合は、自治体間での協議を行ってまいりたいと考えています。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

ただいま御答弁いただきましたことに対しまして再質問させていただきます。1番目の戦略チームなんですけれども、戦略チームのいろんなことを考えた上での総合計画ということで以前もお話しいただいておりました。私は、その総合戦略は総合戦略として早急に人口減少問題に特化した委員会をつくるべきなのかなと私は思いました。全部の課から1人2人でも入っていただいて、そして、このまちづくりということももちろんありますけれども、人口減少問題に特化したことを、いろんな所に視察には行っているようですけども、視察にも行ったり、この問題に特化しなければ私は、まあ、来年からとか再来年からとかという話ではなく、今すぐするべきだと思います。これを1点、再度お聞きしたいと思います。

それから2点目なんですけれども、やはりこれからは広域でいろんなことをしていったほうがいいのかと思います。と言いますのも、やはり南幌町単独でいろんなことをするには財政的な問題もありますし、また、いろんなことの勉強会で講師の方をお招きするとか、それからいろんな情報交換をするとか、そういうことにはやはり単独でするよりも南空知4町、5町、それからまたさらに広げる、まあ、それ

は考え次第ですけれども、そういうことが必要なのではないかなと思っています。4町の広域連携検討会議があるのも私は存じておりますけれども、やはり広域で、例えば東京方面、関東方面、それから関西、大阪のほうにも行っているようなPRをするには、やはり1町だけでは財政的になかなか厳しい問題があるのではないかなと思います。先日もテレビですけれども、東京のほうのコンビニエンスストアで、ある北海道の物産展をしていました。そこは24時間営業しているし、大変いいですよという話もしていました。ですから、例えばそういうことも南幌町独自ではなく、4町、5町がまとまってそういう何とか展というのを開くと、さらに私はいいのではないかなと思います。それぞれ、本町では全町フラット、それから札幌に大変近い、そういうことがすごく魅力的な所だとありますので、それぞれの町で特化した魅力を出していけば私は手を組んだほうがいいのではないかなと思います。この広域連携検討会議の中でもいいんですけれども、この人口減少問題に特化した、広域での検討委員会をされるお気持ちがあるのかどうか再度お伺いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えします。人口減少問題の関係、それも入って、戦略チームに入っているわけですから、新たに設置する考えは私はありません。国の総合戦略より、うちは早めてやっているところであります。それは、今、御指摘があった人口の減少が激しいという部分があって、どうしたらいいのかということで、国より先んじてやっているわけですから、新たに何ぼ会をつくったって、これはどうしようもないと私はそんなふうに思っています。それから、あるものを活用しながらやっていくと。それから、広域連携、これは人口問題は非常に広域連携ではなかなかできないんですよ。いろいろ思惑が。だから、今、南空知4町で広域連携でいろんな観光含めて、やれることからやりましょうということでやっているの。それを土台として札幌圏あるいは岩見沢に行っているいろんなことをやっているわけですから、それを活用する。それよりも1つ枠を超えようとしたら南空知ふるさと市町村圏組合がありますから、あるいは空知町村会もあります。いろんなことで今やっているわけですから、余分な組織をいっぱいつくると余計機能しなくなると私は思います。あるものを活用しながら、どうあるべきかということを探っていくのが一番ではないかなと思っています。それから、東京方面の定住移住はそれぞれの団体があります。その中で私どもも行ったり、やっておりますので。それはどこの市町村が行くわというわけではなくて、それにうまくマッチすれば、どこの町も行けるわけですから、マッチした時はうちも過去から行っているわけですから。そういういろんな背景があるので、特化して、今やるということにはならないだろうと。全然やっていかなかったら、こういう組織をつくっていきますよというのはありますけど、私は何本も柱を立てることによって全部だめになる。今は成果を出しやすい、絞ってやるほうがベストとっておりますので、両方とも設置する考えはございません。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

8番 菅原 文子議員。

ただいま御答弁いただきましたけれども、私もやはりいろんな思いがあつての御質問でございます。また、さらに町長以下皆さんとお話しをしながら進めてまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。これで終わります。

議 長  
内田議員

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

次に5番 内田 恵子議員。

晩翠遊水地の利活用について質問いたします。晩翠遊水地は、平成29年度の完成を目指して工事が実施されています。遊水地の利活用については、平成23年3月に遊水地利活用計画検討委員会より答申があり、平成26年12月の第4回議会定例会で同僚議員による晩翠遊水地の総合的な計画についての一般質問の回答で町長は、「サイクリングロード等としての活用や既存の施設を含めて江別市と協議したい」と回答しています。工事完了まであと2年と迫っています。その後、江別市との協議の進捗状況は、どのようになっているか伺います。

議 長  
町 長

町長。

晩翠遊水地の利活用についての御質問にお答えします。千歳川流域の6つの遊水地は、平成26年度に長沼町の舞鶴遊水地が完成したほか、晩翠遊水地は平成29年度の完成を目指し、また、他の遊水地も平成31年度までの完成を目指して工事が進められています。利活用の方法については、それぞれの遊水地ごとに検討されているほか、流域4市2町と国を交えて、6つの遊水地を連携して利活用する方法も検討し、その中でサイクリングロードの提案もされています。

江別市とは、各種会議の場で協議を行っていますが、江別市の遊水地も晩翠遊水地と同様、多目的利用、自然環境、農業振興といったゾーンを設けた計画となっており、サイクリングや舟などの流域自治体間の連携という案も出されています。遊水地の連携には現在進められている堤防整備が不可欠であり、まだまだ時間を要することから、工事の進捗状況を見ながら今後も協議を続けてまいります。

議 長  
内田議員  
(再質問)

5番 内田 恵子議員。

工事完了までもう2年ということで、遊水地では2番目に完成するというので、利活用がどのようにされるのか本当に皆さん、興味を持っているのではないかと思います。この2年という間にやっぱり手戻りがないように、できるだけ使いやすいようなことを国に要請していただければなと思います、4つ再質問いたします。

まず1つ目、周囲堤を利用した散策・ジョギングコース等に活用するには、遊水地完成と同時に管理用道路の歩道、できれば簡易舗装でも、使いやすいようにしていただければなと思います。

2つ目に周囲堤の植栽についてですが、きらら街道沿い、江南橋から南9線に四季を感じるような木々なんかはどうなのかなと。こちらの水と緑の形成方針では松ですかね、そういったものがあるんですけど、やっぱりバランスということが大事ではないかなと。江別方面から来る方から見たら、バランス良く、また、町のイチョウとかそういったバランスが整っているとやっぱりちょっと寄ってみようかなと、

そういうように思っただけなのではないかと思えます。それで、通った時、また温泉、その他ゴルフ場などを利用していただいた方がちょっと上がってみようかなど。管理道路に行ってみようかなど。どなたもみんな、あそこは本当に観光地としてはもうすばらしく、まさに360度回転して、そして、太陽が一番長く、手稲山に沈むまで一番長く見られる場所だと私は思っています。そして、四季折々に暑寒別岳、ピンネシリ、夕張岳、樽前、空沼岳と、本当に財産だなと私はずっと思っていました。それでやっぱりぜひ見ていただきたいので、温泉とかに来たお客様がさっと気軽に上がるために取りつけ道、本当に人と自転車ぐらいが上がるような道路、そういった道路をつくっていただけないかなど。そのためには排水を切りかえと同時に横断環境というんですか、そういうのが必要だと聞いております。それで、これがどうなのかが3つ目です。

4つ目はやっぱり遊水地の草刈り業務、町の業者へ国から町外委託して、町の業者に委託するという事は、今、国が言っている地方創生、地域に貢献していくというんですか、それが一番いいのではないかと思えます。町長は今まで道とか国に対してのそういったことは、国だから道とかという答弁はいただいておりました。でも、私、この度、高校再編問題でお邪魔したところの説明で、決まったことはなかなか覆さないけれども、そういう行動を起こしたことは後に必ず変わる。それは、信頼関係なのか連携なのか次への施策なのか、必ず魂の入ったものにはなっていくものだと思っております。そして、また、今、本当に町長に頑張ってくださいと、私は観光にも期待するところですが、教育、やっぱり課外授業とか生涯学習とかで、うちの子供たちはどこで厳しい思いをするのかなどということはずっと思ってきました。それで、九州へ旅行した時に、今、噴火している所、桜島ですね、桜島の子供たちが鹿児島市の街に向かって遠泳するそうなんです。そうしてガイドさんから説明を受けました。また、ある所では、100名山、登山とか。やっぱり子供から大人へ変わっていくその瞬間というんですか、そういったものは我が町に何があるだろうかということ私はずっと考えておりました。これを、ぜひ教育、まず、我が町から先代の苦勞と、そして、今、頑張っている子供たちが自分たちが大きくなって、俺らが子供の頃の町長は三好町長だったよな、教育長はこうだったよなとか、きっちり胸に刻めるぐらいやっぱり頑張る子供たちのためにやっていただきたいなと思えます。それで、できるかどうか、やる気があるかないか、再質問します。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。遊水地は、今、平成31年度を目標に工事を進めていただいているんですが、全体の千歳川の整備計画の終わりの年度がまだ示されていないんです。周囲堤も含めて、それらの堤防、橋架については何年かかるかわからないと。工事関係車両が通っている間は、冬は遊水地と周囲堤を結ぶいろんなイベントというのはなかなか限りがある。最終的に堤防の上も舗装をしてもらうというお願いはしているものですから、そうすると、千歳川の

整備計画がある程度終わらない限りできないのかなというふうに思っております。事故の問題も当然、あそこにダンプも通りますので、非常に難しさがあるということでもあります。それから、ものを作ったり、まあ、建物はだめなんですけど、いろいろやるのは、あくまでも地元自治体、それをやることによって管理も地元自治体がやらなきゃなりません。ですから、私どもも後の費用がかからないやり方、あるいは農業ゾーンと言いましたけども、農業者で利活用できる方法はないのかと。そんなことをしながら、一部は行政でやる部分ができるし、一部は町民の方をお願いをしてできる部分もあるのかなと。あるいは農業者の利活用の問題もあるというふうに思っておりますので。まあ、遊水地ができたからすぐ使えるかといったら、そういう問題ではないというのと、それから遊水地の中の形状というのが、私の頭の中ではある程度わかるんですが、ほとんど掘るわけですね。現状の地盤のやつが約10ヘクタールぐらいしかないと聞いております。それから、現状から2メートルぐらい下がった地盤が40ヘクタールぐらい、あるいは5メートルが40ヘクタールぐらい。ですので、ちょっと想像がつきづらい分野があります。農家の方はわかるんでしょうけども、今の地盤から2メートル取ったら、どういう地盤になるのかと。まだブヨブヨの泥炭が残るのではないかなという、そんな思いもあるんです。ですので、農家の方々に中を牧草地に使えとかそんな話にもまだまだならないんですよ。それから、大水、町内の内水対策を考えて遊水地をつくっていただいておりますから、水が入った時には何も使えなくなるわけです。そんなことも考えながら、前回お話ししたのは、周囲堤やら堤防を使って、まずサイクリングロードなど、広域連携できないかと。それには工事が完了するまでにできないと。そんなお話もいただいているんですが、できる所から絞っていただいて、私どもは江別と近いですから、江別の防災ステーションを拠点にして、江別遊水地、南幌遊水地をうまく活用した方法はできないかと、そんなことをさせていただいているところであります。それから、そういう話をしておりますので、遊水地に入る部分、あるいは取り付けの道路を歩いて渡る、あるいはサイクリングで渡る、それはもう当然お願いはしていかなきゃならないなと思っております。そんなことを含めながら、できるだけこの堤防の関係で、管理もできるだけ、遊水地だけじゃなくて、地元にも還元できるようなお願いはずっと続けているところがあります。それは、受けれる業者があるかないかの問題もありますので、うちが間違いなく受けれるということになれば一番いいんでしょうけども、あくまでも地方に下りていただくのが国のお金を使うのが一番、私はベストだと思っておりますので、その地域で落ちる金は、少しでも地元に残るようなお願いはずっとさせていただいております。

そこにきらら街道がございます、植栽の話もございました。余り高い木だとか根っこのある木はまた難しい問題がありますので。だから、その辺をどう考えるのかと。江南橋を渡る、今、ネットやらあれしているけど、まだできていないからどういう感じになるかわかりません

が、ああいう所に「なんと！なんぼろ」という植栽でもいいのかなと、そんな思いもしておりますが、ある程度できないとそういうことにならない。先ほど言いましたように、それをつくることによって草取りやら何やら地元で全部しなきゃなりません。そんなことも含めていくと、本当にどこがいいのかというのが、まだちょっと私の中では定まっております。できるだけ町の負担もしないで、なおかつ、虫がいいんですが、みんなにわかってもらえる方法はせつかくの周囲堤でありますので、きらら街道に面したもののぐらいは何かできないのかなと、そんな思いはありますけれども、ある程度完成を見て、そんなこともちょっと考えていくべきではないかなというふうに思っておりますので、参考にもさせていただきますけれども、そんなことを思っておりますし、この遊水地を含めて、郷土資料室に昔の過去からの水害の戦い、先人たちがくぐってきた記憶もありますので、これらがこういうふうに変わってきたなということで子供たちがわかっただけ、あるいはこれから生まれてくる子供たちにもわかっただけのように、両方見て感じていただければと、そんなふうに思っておりますので。私の名前が出るとか残らないとかそんな問題ではありませんので。あくまでも南幌町がこういう過去の先人たちが苦勞してきて、ようやくこういうことになりましたよとわかるようにはしてあげたいなと、そんなふうに思っております。

議 長  
内田議員  
(再々質問)

5 番 内田 恵子議員。

思うところは本当に皆さん同じだと思うんですね。ですが、やっぱり町長は南幌町の父ですから、力強くいろんなことを発信して、町民の心を動かして。新聞にも出ておりましたけど、真狩でしたか、ボランティアで何百だかのユリを植えたとか。これからきっと間違いなくそういうふうになっていくんだと思うんです。この工事も南幌が早く完了ということで、本当に南幌からこの連絡協議会、各市町村のそういった所に提案していただけるように私たちも楽しみにしておりますし、また、一緒に頑張っていきたいなとも思っております。私もずっと歴史をひも解くというんですか、うちの家系、ちょうど6代目が今、小学校です。この子たちに本当に安心安全な町を残したいというのが今の私の思いですから。自分の経験上、ローカルですけど、フルマラソンの給水のお手伝いもしたりとか、あと、自転車の伴走をしたりとかそういった経験もあり、子供たちに、危険でもあるけれど、やっぱりそこから守っていくということも知ってもらいたいし、私たちもそういう思いをさせながらでも守るんだということも経験、一緒にしていかなければならないと思います。それにはやっぱり町長の言葉が人を育て、まとめていくんだらうと思うので、まあ、こればかりではありませんけど、連携、また千歳川を縁として、新たな縁を結んでいただきたいと思います。またこのほかにももし町長がこれだけはこの思いがあるならば聞いて終わりにしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

内田議員の再々質問にお答えいたします。まずは、遊水地を含め、堤防・橋架で水害という言葉がほとんど忘れられるような地域環境づ

くり。この先人たちが本当に苦勞してきたやつを今の人たちに同じ味わいはさせたくない。ですから、水害との戦いはできるだけ避けたい、そういう思いでありますので、たまたま多くの方々の御協力をいただいて、2番目に我が町の遊水地が完成するめどがついたと。本当にありがたいことでもあります。ですから、それがなくなることによって住民の方も安心して住んでいただける、あるいは、農業を営んでいただける、そんな環境ではないかなというふうに思っておりますので。ただ、今はそれには望んでおりますが、それで安心してというか、あぐらをかいているわけにはいかない。逆に言うと、御質問がありましたように、これを利活用した何かができないのかと。そして、我が町でできなければ、先ほど議員からもありましたけども、この遊水地が結ぶ縁で4市2町、あるいは国・道と含めて、ここで何かできないのかなと。この千歳川は本当に過去の歴史からあって、今、サケも上る時期です。そういうすばらしい川に恵まれているわけでもありますから、それらも含めて、何とか国・道を動かしながら、そして、町も協力しながら、この自然環境、すばらしい環境を守っていきたい。それを次の世代に伝わるように私はやっていくべきではないかなというふうに思っております。これは多くの町民の方の協力をいただいてやることでもありますので、ぜひ6つのどこの町でも今苦勞して、この利活用の問題を考えております。ですから、町で持つ分、道で持つ分、国で持つ分と、私はある程度あるのではないかなと。それを探りながら、町民あるいは町外の方々が利用させていただいて喜んでいただける、そういう施設も含めて、堤防を使っただけであればありがたいことだと思っておりますので。そのために、これからは私の話としては、いろんな所に行って先人のあれをなくして、今度はいい意味でみんなが住んで喜んでいただける。こういうことがあってこうであるよとか、そういう伝え方をしながら、この環境がさらによくなることに頑張りたいなどと、そんなふうに思っています。

議長 以上で内田 恵子議員の一般質問を終わります。  
11時10分まで休憩をいたします。

(午前10時57分)

(午前11時10分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
次に10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 町長に2問の質問を行います。1問目です。地域おこし協力隊員の募集について。総務省が平成21年度から取り組んでいる事業として、地域おこし協力隊制度があります。人口減少や高齢化などが著しく進む地方へ都市部の意欲ある人材が移住し、地域力の維持、強化を目的とした支援活動を行うものです。3年間を経過した後、隊員が地域に定住・定着することを期待した事業でもあり、近年、道内でも取り組んでいる自治体がふえており、近隣の市町でも多数の募集を行い、地域の活性化が図られているという報道もされています。私は今年7月に新潟県十日町市の「縁をつなぐ力持ち、地域おこし協力隊」の取り組みを視察研修してまいりました。現地で活躍する女性の生き生きと

した報告に感動しました。3年の活動期間終了後の定住率も高く、人口減少を食い止め地域を活性化する事業として本町での活用について町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

地域おこし協力隊員の募集についての御質問にお答えします。地域おこし協力隊制度については、地方自治体が地域外の人材を積極的に誘致し、地域協力活動に従事してもらい、あわせて、その定住・定着を図りながら地域の活性化、地域力の維持・強化につなげることを目的とするものです。この制度は、総務省で制定した地域おこし協力隊推進要綱に基づき、隊員の地域要件に該当する場合は一定の特別交付税措置の対象となります。本町の場合、過疎地域の指定から除かれており、条件不利地域に該当しないことから、募集対象は総務省の制度に基づき、三大都市圏の都市地域または政令指定都市からと制限されています。また、地域おこし協力隊員の募集には活動内容を明確にすることが重要であり、町内の地域や団体などからのニーズが必要不可欠です。また、地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任を持って協力隊員を受け入れる環境づくりが求められるとともに、活動期間終了後の就職支援等についても、あらかじめ検討・調整をしておかなければなりません。このため、現段階での制度の導入は困難であると考えております。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。今、最後の所で町長から、現段階での制度の導入は困難であるとお答えいただきました。私は十日町に視察に行って、その後、町長ともこのことについてちょっと懇談しました。確かに過疎の地域から除かれているけれども、うちの場合、それをできないという縛りがあるのかと伺った経緯があります。その中では町長は、縛りはないというふうにお答えになったと思います。私の認識もちょっと違っていたりするのかもしれないんですけども、やっぱり職員の皆さんも町長も近年の地域おこし協力隊員の活躍というのは、いろんな報道でされていて、ごらんになっているかと思えます。この近隣でも本当に1人2人はなくて、7名とかを一気に入れたりという形での活用がされています。そういう中で私が考えたのは、本町もそれを取り組むことによって、先ほど来と同僚議員の質問の中にもありましたように、4町連携とかそういう形でもその取り組みが一環として生きるのではないかと考えました。また、この協力隊員、私が実際に伺った十日町では、現地でちょうど1年4カ月ですか、やられている若い女性が来てくれてお話を伺いました。そういう中でも本当に初年度から取り組んでいるその取り組み、まあ、豪雪地帯ですし地震があったりいろいろして、地域的にはかなり大変な集落も抱えているということでしたけれども、何よりもやっぱりそれを取り組む姿勢ということにすごく感動いたしました。取り組むのには、先ほど町長も答弁なさっていますけれども、やはり受け入れる所、役場も含めてですけれども、その地域とかの問題ということも確かにあると伺っています。それでもやっぱりそこでコーディネートを探して、取り組むことによって地域

が何よりも活性化するという実践例がたくさん出されてきました。その中で私もすごくいいなと思ったのは、キャッチコピーとか、先ほど「なんと！なんぼろ」というのも出されていましたが、人口減少を食い止めるために移住や定住の推進係というのを設置して、その中で課で十分検討しながら地域の人にも進めているということとか、あなたにしかできない地域おこしの形がここにあるというようなフレーズで募集したところ、本当にいろんな経験を積まれている方が募集に参加してきたということが出されてきました。定住率とか、最初に来た時は単身で来られた方も家族を呼び寄せて、そこで定住していくというような形が生まれて、やはり新しい人方が入ってくることで町が活性化するというのはたくさんの事例から見てもすぐれた経験だと思います。そうこういろいろ言っても、うちは該当しないからできないんだという答弁で、そこであれば話も終わってしまうんですけども、私は先ほども、まち・ひと・しごと戦略という形で今、国のに乗っているいろんな計画も立てられています。そういう中で、先ほどもありました16名の戦略チーム、その戦略チームが181項目を出した中にも地域おこし協力隊員の募集というか、それは項目にあったと思います。ですから、総務省の事業に乗るか乗らないかではなくて、町単独でもやっぱりそういう地域おこし協力隊というようなフレーズで募集する、町のお金をつぎ込んでもそういうことをやるというようなことが必要ではないかと思います。人口減少が叫ばれてずっとですけども、ついに8,000人を切ったということは、やはり皆さん一致して、このことを本当に何とかしなくちゃと思っていることです。ですから、私は国からの補助がないから取り組まない、取り組むとかということではなくて、町として取り組む姿勢というか、そこを町長に伺いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木委員の再質問にお答えをいたします。制度があるから、ないからと、これに取り組まないというのではなくて、先ほど言ったように、うちの町でニーズがあるかどうか。こんなに農家の方の所にも後継者が育って、あるいは新規就農が入って、あるいは地域でそうやって活動していただいている。行政から押しつけて、この地域でこの人を配置しますからこういうのをやりましょうとそういう、私は違うと思います。商工業、農業を含めて、そういうニーズがあって、自分たちが困っているでこういう人材を活用したいので、何とか行政も力になってくれというのであれば、これは当然、制度があるなしにかかわらず取り組まなきゃなりません、今現在の時点では、そういうことはない。そんな中で行政がやるとしたら、もう行政が強制で押しつけると。私はそんな時代ではないと。まして、先ほど言ったように条件不利地域ではございませんから、援助はあるにしたって、そんなに多いわけではありません。ですので、うちは、そんな部分がどうなのかなと。将来的には、これはまたわかりません。そういう声がどんどん上がってくれば、当然、そういう人材確保のために協力隊なのか、どんな形になるかは別として行政がやらざるを得ないのかなと。今のとこ

ろ、まだ郡部の集落にとっても、それぞれ皆さん、元気に活動していただいております。そういう活動を通じながら地域の人たちの交流がなされている以上は、また、ここの協力隊を呼んできてやるという、うちの町の現況には私はないような気がします。ですので、いる方々が元気になれるような方法を、今、まち・ひと・しごとの総合戦略も含めて考えるべきではないかなと。どうしても、それで足りない、どこか違う人を頼んだらとは、そういう声がどんどん大きくなってくれば、これは私はそういうこともあり得ると思いますが、現時点では、何もない状況の中で行政が押しつけでこれをやろうということには考えておりませんので、いろんな声が出てきたときには、また考えさせていただきたいなど、そんなふうに思っています。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

再々質問させていただきます。正直言って町長のほうから何もニーズがないという答弁をいただいて、すごく残念に思います。私は全くニーズがないということではないと思うんです。行政がそれをやらせるとかという考えではなくて、やっぱりこういうことが起きてきている背景というのは、確かにうちの町は過疎地が外れています。けれども、以前は過疎地帯でした。それと過疎債がないおかげでいろんな不便というか苦勞というか財政的にも苦勞しているというのも実際であります。札幌市にすごく近い、こういう立地条件の良さの中でも、じゃあ、なぜ人口が減っていくのか、私はその所にやっぱりもっと考えを絞るべきではないかと思えます。そのことが先ほど来の同僚議員の質問にあったかと思うんです。やってもらい仕事がないから募集しないとかではなくて、やはりこのことを媒体にして、起爆剤として活用していくということのその姿勢が私は大事ではないかなと思えます。農業、確かに、南幌町は農業、近年、農家人口は減っているけれども、後継者が跡を継いで立派に農業経営をしていますし、法人もたくさんあって、順調に今、農業は推移していると思えます。そのことを私も認めるところですし、南幌町の特産の農産物、本当においしくて、すばらしい宝だなと思っています。そういう中で、じゃあ、新規就農とか、古い農家の家とかというのなかなか少ないんですけども、例えば、そういう所に南幌町で農業をしてみたいとかというようなところに門戸を開くというような姿勢がまだまだ少ないんじゃないかなと思うんです。ですからそういう形とか、それから商業とかにしても、私はやっぱりこの人口規模の中で商店街の方、たくさん努力をなさっていますけれども、年々商店の数は減っていますし、大きなスーパーというのは本当に1店しかありません。以前にもお話ししたかと思うんですけども、防災、後のことでも触れますけれども、そういう防災とかという時に、うちの町で買い物ができる場所というのは、本当に日用品を含めて、食料品を含めて少ない、そういう実態にある。そういう中では新たに商業の取り組みとか、それから保健福祉課でも行われている安心して老後を南幌町で過ごしていくという取り組みの中に、十分、職員でも頑張っているんですけども、そこに外部の人の手が入ったり声が入ることによって、もっとより豊かになってい

くのではないかと思います。ですから、そういう視点で考えると、全くニーズがないからやらないとかということではなくて、取り組む姿勢こそが大事ではないかと思います。予算のことも町長は言われましたけれども、どこにお金を使っていくのか。財政が十分豊かだというふうには思いませんけれども、年々財政の水準も上がってきて、いろんなものに取り組めるようになってきているかと思います。そういうところに今、人口減少、そして、まち・ひと・しごとづくりということで、それとかみ合わせると、このような施策をとり入れるべきではないかと私は思うんですけれども、そこ、再度町長に考えを伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木の再々質問にお答えをいたします。ニーズがないというのが、先ほど私も、行政が押しつけてその地域に配置する制度ではないというふうに思っております。農家の方の新規就農という話、これはかなりのハードルがあります。おかげさまでうち、耕廃地、全てありません。現在、順調に農地は農地として使われておりますので。何軒か新規就農で元農家をやっている方と一緒にやって、新規就農もあり得ますけれども、新たに今の制度の中で、うちの水田を中心とした土地利用型の農業で新規就農というのは、これは相当厳しいものがあります。国、北海道、町が相当支援をしない限りはなかなか難しい背景にあるなというふうに思っております。それから、商店街を含めて町の方々も含めて、そういう方々が必要なのかどうかというのは、なかなか上がってこない。今の商工会の職員、あるいは経営指導を含めて、やっていただいている方々も含めて、ある程度満たしている部分もあるかと思えます。先ほど申し上げたように、行政が押しつけて、この地域にこの人、この地域にこの人ということには私はならないと。ですから、先ほど言ったように制度は制度としてあるわけですから、活用できることがあればお金がかかろうがかかるまいが、住民ニーズが多ければ当然やっていかなければなりません、今の時点では、そんな声がまだ上がってきていないので、この制度があるのは十分わかっております。いろんな先輩の町の首長さんのお話も聞いております。含めていくと、うちの町にはまだまだそこまで必要ないのかなと。それだけ良い地帯に居るわけでありますから、そんなことを含めて考えていきたいなということで。この制度がだめとかやめたとかいうのではなくて、今のうちの町の条件の中では、まだ取り入れる必要はないなど、そういう考え方でございます。

議 長  
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

なかなか見解が一致しなくて残念ですけれども、第2問に移らせていただきます。2問目は、防災ガイドブックの作成は、について町長に伺います。近年の異常気象による大雨、洪水、地震などの災害による被害が相次いでいます。いつ発生するかわからない災害です。日ごろの備えで大切な命を守るためにも、本町の防災計画並びに水防計画の策定に当たり、町民にわかりやすい防災ガイドブックの作成が必要と思えます。洪水ハザードマップが平成17年度に作成され全戸配布されておりますが、10年を経過し、町内の公共施設の変更や居住す

る住民の転入などもあり、最新版のガイドブックの作成、全戸配布が急がれると思います。避難場所の所在地や地図、避難の基礎知識、災害時の緊急連絡先、日ごろから準備するものなどを保存版として作成するとともに、各家庭に避難場所を示す表示ステッカーの配布が必要だと思います。今後の災害・防災計画についてガイドブックの作成時期や内容について伺います。

議 長  
町 長

町長。

防災ガイドブックの作成は、の御質問にお答えします。近年、全国各地で大雨や台風による水害、地震や火山噴火の自然災害など、これまで想定していない場所での甚大な被害が発生していることは議員御指摘のとおりです。本町の洪水ハザードマップについては、平成17年度に作成し、全戸配布してから10年を経過しておりますが、この間、転入者に対してはハザードマップの配布、そして、広報誌やホームページによる防災に対する普及啓発を行ってきたところです。洪水ハザードマップの作成には、浸水想定のための河川データが必要となり、現在、洪水調整を目的とする遊水地の整備や河川のしゅんせつ、堤防の改修が行われており、それらを踏まえて平成28年度に国のデータが示されることから、その後、内容の見直しを行い、全戸への新たなハザードマップの配布を予定しています。

なお、見直しをする際には、災害種別ごとの避難所や位置図に加えて、基礎知識、災害時の緊急連絡先、日ごろの備えなどを記載した内容も含め作成する予定としていますので、それまでの間については、今までと同様に広報誌やホームページ等を活用し、災害に関する情報や避難所等の更新情報をお知らせしてまいります。

また、本年10月に公共施設の廃止等に伴う指定避難所の一部変更を行うことから、広報・ホームページ等への掲載、そして、各家庭に掲示ができる災害種別ごとの避難所と位置図を記載したチラシの配布を実施します。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

今、町長のほうからは、平成28年度に国のデータが示される、その時にガイドマップをつくるということでした。広報とかホームページなどでも知らせていくというふうに答弁されましたけれども、私はやっぱり今日もすごく雨が降りましたし、先日の作況調査の時もすごく大雨でした。やっぱりそういう災害って本当に今、予期しないものがどンドン起きている。そういう中でやはり町民もすごく不安に思っている方ってすごく多いと思うんです。それで、改めてやっぱり自分の所の避難場所がどこなのかというところが、なかなかわからないというところが今の実態ではないかと思います。それで、そういうものこそ急がれると思うんですけれども、それでもやっぱり平成28年度の指針が出てからでないとなつからないのか、その辺をちょっと1点確認したいと思います。

また、私、質問の中で避難場所を示す表示ステッカー、それも必要ではないかと質問いたしました。これは私、実際にほかの町にちょうど行った時に、こういう形で今年の3月、平成27年の3月につくら

れていて、中を見るとすごくわかりやすく地図ですとかいろいろなことが書かれていました。それと同時に家の玄関に、あなたの家の住所と、それから、あなたの家の避難場所は何の時はどこですというふうに結構大きなステッカーが張られていました。それはどうしたんですかと聞くと、張る方はその人によって一番目立ちやすいテレビの所に張っているんだとか、いやいや、雨が降ったら急いで外に行くから、外の玄関の所に張っているとか、その張り方はいろいろあるらしいんですけども、やはりそれはすごく目を引いて、いつでもやっぱりそういうことに目に触れると日常ふだんから災害の時の知識というのが叩きこまれるというか、自然のことだなと思ったんです。ですから、やっぱりそういう急ぐべきもの、それはやっぱり先にやってもいいのではないかなと思うんですけども、その辺も含めて町長の見解を伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。先ほど言った本当の改訂版というのはやっぱり河川のしっかりした基礎データが出て、それでやるべきだと思っていますので、今出して次の年また変えたものを出すという話には私はならないと。先ほど答弁させていただきましたように、10月にそういうチラシを各戸に配布させていただきますので、地震あるいは洪水の時にはどこへ行くというふうになっております。誤解のないようにお話ししたいのですが、全町民が全部避難所に行くという洪水ではありませんので。地震にして1カ所に集まる、地震についてはそれぞれの地域がありますから、そこに。それから洪水も南幌町で一番高い人たちが避難場所に来られても困るわけですから。その辺、誤解のないようにお願いをしたい。議員からいろいろ毎年何回か洪水だとか災害のハザードマップだとかいろいろ御質問をさせていただいて、これはありがたいんですが、町民にとっては、南幌町ってそんなに危ない町なの、議員の皆さんがこんなに質問するということは危ないんですかという話。これだけ洪水が大分、遊水地も含めてできてきますから、それはいろんな災害があるので何とも言えませんが、ある程度安心できる町になったのかなと思っています。それと、洪水の場合は警報が出たら、うち、職員はもう既に配置になって出ております。これは土曜だろうが日曜だろうが夜中だろうが。それで情報をつかみながら気象庁と、あるいは、全国の情報をつかみ、あるいは雲の状況、その中に雨の量が予測されておりますから。今の気象データ、非常にありがたい部分であります。でも、頻繁に出ています。ありがたいんですが頻繁に出ています。ですが、その辺の状況を判断しながら、うちの町は火山があるわけでありませぬ。ですから、あくまでも水害対策については、真剣に警報が出た時には情報把握に努めて、どうあるべきかと常にやっておりますので、ある程度安心していただければと思います。それでなおかつ今回10月に避難所の場所が一部変わりますので、そのことを含めてチラシ等々で一回出させていただいて、その上で新しく洪水のデータ等々が出ますので、それでちゃんとしたハザードマップをつくった上で町民の皆さんに示してい

たいなど、そんなふうに思っておりますので。1年の違いでハザードマップを出して、違っていたという話にならないと思いますので、それらのデータを見ながら、同じであれば同じで出したいと思っておりますけれども、見直しがかかればかかったような方向で出さなければなりませんので、私はそういう思いでしておりますので。ある程度、うちの職員もそういう危機感を持って災害対応にやっておりますので。それに想定できないものは何があるのかと、逆に聞きたい分野であります。うちの町にとって何が想定以外でやらなきゃならないのか。そういうものがあれば、また教えていただきたいなど。今ある、私どもの承知している部分では洪水と地震対策かなというふうに思っておりますが、それ以外にこれも落ちているよということがあれば、またお話しいただければと思います。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。誤解しているわけでもありませんし、防災の質問をしたから町民に不安、逆に不安を与えているともとれるような町長の答弁でしたけれども、そうではないと思うんです。今、確かに町長も言われたように、雨が降ったりいろんなときは、今のは本当によくできていて、気象の。先日も議員で研修とかに行っている時も、雨がどこまで来ているというのが本当によくわかって。だから、皆さんもやっぱりそういうものを見ながら日常を備えていると思うんです。私が言いたいのは、確かに10月にチラシで新しい避難場所とかの公共施設の名前が変わったので、そういう形のもは配られるということで、それはありがたいと思うんです。けれども、町長から今、逆に聞きたいと言われたけれども、私も南幌町は海があるわけではないですし、大きな山もないので、やっぱり地震と水害だと思います。地震も必ず全道で地震が起きると南幌町は必ず揺れて、必ずテレビに出ます。それとやっぱり道外に住んでいる親戚からとかも大丈夫かいという電話が来るぐらい、やはり地盤も不安定というか、そういう中でそういうことがあるので、やはり防災に対してはこれでもかというぐらい予備するというか、そういうものは備えておく必要はあると思うんです。ですから、水害の時にももちろん全員が避難する必要はないというのがありますし、私の所も意外と場所的には高い所なのでそういう心配はないかなと思ったりもしますけれども、やはりとっさの時に自分のうちはどこに逃げたらいいのかというところは率直に住民が思っていることだと思うんですよね。今、高齢化で老人だけの世帯だとかそういう所も増えていますので、そういう意味ではステッカーなり、それを張ることですらいつでも目に触れて安心できるというような良いものは、やっぱり先に取り入れるべきではないかなと思うので、再度そのところをお伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。災害のことは本当に念頭に持ちながら、常に危機管理を持ちながら、これはやらなければならないと思います。10月にチラシ等々を少し見やすいようにというふうに、まあ、その反響を見ながら今度はハザードマップをつくる時にどう

あるべきかということも、先ほど申し上げたように、避難場所のあれだとか緊急連絡先だとか備えだとかということも、ある程度網羅した中できちんとしていたいというふうに思っております。地震の場合は、何が起きるか想定がわからないです。私どもが聞いているのは、木造の住宅が一番丈夫だと。東北の大震災、地震ではほとんど壊れていないんですよ。津波で全部流されて壊れたということ、僕の友達なんかも聞いていると、一番危ないのは急に動くのが一番危ない。特に夜なんかは道路が陥没したり、橋が落ちている可能性が非常にあるので。よく住宅の机の下に隠れなさいとかそういう問題があるんですが、ただ、たんすやいろいろな物が転がってくるというの、これはまたあるわけで、そんなことも含めながらハザードマップをしていきたいなと思っておりますが、うちの町にとってやっぱり先人が苦勞してきた水との戦いでありますから、遊水地やら堤防強化、新設工事をやって、これで完璧ということはありません。ですから、そういう洪水の対策は当然これからも続けていかなければなりませんし、これだけ良くなっているけども何が起きるかわからないという御指摘でありますから、できるだけ時代に即すように、あるいは住民が不安にならないようにしていきたいなと。多分、この今回の一般質問がまたホームページに載ったら、私の所へ電話を来る方がいるんですよ。何人も来るんですよ。この議員がこう言っていたから、こう言うということは、うちは実は危ないんだよ、そういうことではないんですよという話をさせていただいて。それから、10月以降に配布されるチラシ、町内会によっては、場所によっては動かなくていい方々が出てくるんですよ。それがきちんと伝達できるかどうかというのが、これから大事ではないかなと。同じ町内会でも片方は動かない、片方は動かなきゃならない、そういうことがありますので、議員各位については、それが出た時には、自分の町内会はこことここは動かなくていいんだよ、ここは動かなきゃならないよ、ここの小学校なら小学校に行かなきゃならないよという、そういう把握はしていただきたいなと。当然、困っている方については、町のほうが直接、保健師あるいはあいくるにいる職員を通じながら安否確認を含めて連絡はするような体制づくりはできておりますから、それはそれで動かさなきゃなりませんけれども、とりあえず、今、これで10月で施設の変更がございまして、それとあわせて皆さんに配布させていただいて、その後については、国の河川データをきちんとしてから皆さんにまた配布をしたいと、そんなふうに考えております。

議 長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に4番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

町長に1問質問いたします。情報発信の総合窓口設置についてと題して質問いたします。先日、知名度高揚に係るイメージ映像の制作が行われました。南幌町をPRするキャッチコピーも「なんと！なんぼろ」。見ても、食べても、住んでも、「なんととっても南幌町がいい」、この発信が一人でも多くの人の目にとまり、南幌を知ってもらえることを期待しています。また、アイドルグループの結成や子育て情報誌

でのPR及びセミナー等の企画もされていますが、対象者を子育て世代に見据えているものと思います。この対象者が興味を持ち、次に進むのはネット検索が主流になると思います。そこで、我が町の多様な情報発信の一つにホームページがあると思います。ホームページもリニューアルして見やすくなったように思いますが、内容の充実も必要であると思います。先日、検索欄で「子育て支援」と入力すると実に44件も項目が出てきました。昨日入れてみたら39件になっていました。重複項目や必要のない項目も多く、必要とする項目にたどり着くには時間がかかります。そこで、トップページに支援制度ハンドブックなりの項目を入れて、各課の政策を一元管理してはいかがかと思います。

また、報道関係者への情報発信も一元化して、南幌町にかかわる行事等をメールやファックスで頻繁に発信してはいかがかと考えますが、町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

情報発信の総合窓口設置についての御質問にお答えします。本町のホームページにつきましては、本年1月にリニューアルを行い、トップページなどのレイアウトのほか、タイムリーな話題を提供する「なんぼろのイチオシ！」欄を設けるなど、内容の充実に努めているところです。御指摘のありました子育て支援については、くらしの便利帳にある「こども」と表示されているアイコンを開くと、子育て支援に関する子ども・子育て支援事業計画並びに子育て支援ガイドブックを初め、子育て支援に係る各種事業などがわかりやすく閲覧できるよう1つのページに整理したところです。なお、他の政策等についても閲覧しやすい環境づくりに努めてまいります。

また、報道関係者には、まちの話題や行事などについてタイムリーな発信が求められることから、これまで同様、各担当課において随時発信してまいります。

議 長  
志賀浦議員  
(再質問)

4番 志賀浦 学議員。

再質問いたします。先に申しました知名度高揚に力を入れているところ、これは大いに期待しています。前にも1回質問した時に確か今金町の話をしたかなと思うんですけど、ちょっと昔を思い出してみますと、20年ほど前に出たフレーズ、「バリバリ夕張」というのがいまだに使われていると。近年はこれは今金がフェイスブックで使ってやったり、また、遠軽がラジオCMをやったり、各町村いろいろやっています。訓子府町の四季観光コンテストなんかもラジオでかなり宣伝していました。この出し方がうまくいくと結構それで知名度が上がっていくのかなと私は思っています。その出し方で今、最近、私もついていけないんですけども、フェイスブックなりユーチューブなり動画なりと、かなりついていけない部分もありますけども、若い人は簡単に入っていきます。今、タブレットなりスマホなりで。その中で一番先に入ってくるのがやっぱり興味を持った時に、まず最初に、その町のホームページを見るのかなと。今、お答えの中で子育て支援ガイドブックというところもありましたけども、そこにたどり着くの

が簡単なほうが一番いいのかなと。だから、トップページで出すのはどうなのかなと思っていました。私たち、前回、新得町に研修に行ってきました。今日報告があったとおり。なぜあそこに先に飛びついたかなと思ったら、高校関係の問題なんですけども、あそこのトップページにそれに行けるような感じで出ていました。1つの項目を開くと、大体そこの幼児から高校、また、その次の移住促進まで。ザーっとその支援内容というのが一覧で10ページほどなんですけど、中身を掘り込まなくても事業の概要がわかりやすく入っていました。また、本州のほうでもありました。金山町という所、そこも1ページにまとめて出しています。中に掘り下がらなくても、ある程度、その支援内容がわかるような感じ。そういうものをぜひ作っていただきたいなど。何か所も検索して入って、ああ、ここ違った、戻ったとやっている。大体、今日、39項目出た、自分が調べた所で行くと、その中で10カ所以上がもうただ申請書の申し込みの場所だった。そういうのは別に後からゆっくり入れればいい話で、そこを魅力のある所の施策を1ページで管理していけないのかなと。1ページというか、1カ所のアイコンの中で管理していけないのかなと。そういうふうに思って質問いたしました。

また、もう1つの情報の発信のファックス、また、メールなんですけども、前回、私たちが福島の子供たちを呼んだ時に大変お世話になって本当にありがたいなと思ったんですけども、その中で道新の記者から私の所に電話がかかってきました。こういう話をちらっと本社から聞いたんですけども、南幌町さんは情報を発信しないんですかと。いつ伺えばいいですかと。たまたま前の日だったので、次の日、私がいますので来てくださいと言って、受け入れの時に皆さんと一緒に写真を撮ることができて大変良かったと思うんですけど、こういう管理の仕方も例えば総務課で1本でやるとか、ただ、町のお祭りだけではなくていろんなものを、例えば報道各社、4カ所、5カ所と一斉配信するとか、そういうシステムをぜひつくってほしいと思うんですけども、町長のお考えを伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えします。パソコンを含めて機器の変わり目というか、すごく早いので、うちも直して、今見やすくしていると思います。言われた御指摘があって、また必要な方もいるものから、それを1つでやるということだから、いろんなニーズがあるので、ここを言われたからここを全部やる、そんなことにはちょっとならないんですが、できるだけ周りのいろんな方が見て見やすい、それには回転していくのはもちろんこれはもうやっていかなきゃなりませんので。ただ、スピードがちょっと遅れている部分があるかと思えます。そういう声も聞きながら、だけど前のやつがまたいなくなったという話もありますので、これは総合的に判断しながら、できるだけ早く検索できるように、あるいは見やすいようにというのは今後とも検討課題かなというふうに思っております。

それから、情報発信については、それぞれ町はいろんな課からあつ

たやつを、その課で発信していただいております。というのは、先ほど言ったように、総務課に来て、総務課以外のことを言われても何にも答えられないんです。以前もあったんです。だから、結局そこでもうカットされる。それで、内容的に、これはどういうわけでやっているんだとかというのは、それが担当の課に行くほとんどの部分がある程度はクリアできる。ですので、情報発信はかなり出しています。出しているけども、使うか使わないかは報道機関の関係者でございますので。私どもは出してほしいからいろいろ、今日は何の行事があるよというのは出しているんですが、それぞれの紙面もありますし、いろんな町もあると思います。できるだけ落ちこぼれないように何でもいから発信しようということで、今、ある程度小さなことも含めて発信していますので、これからもそういう趣旨で行きたいと。志賀浦議員、総合窓口という部分はあるんですが、内容が全部把握できないというのがあって。だから、今、報道機関によっては職員の所へ直接、これはどうなっているということで担当課に来るようになっていきますので、それらを含めるとやはりそれぞれの担当でやったほうがきちんときれいに間違いのない伝わり方がするのではないかなということで、今、そのほうで進めているところであります。

議 長  
志賀浦議員  
(再々質問)

4番 志賀浦 学議員。

事情はある程度わかりましたので、よろしくやっていただきたいと思います。あと、今、イメージ映像なんですけども、9月中にはできあがるということなので、それが流れ出した時に問い合わせでもたつかないように、できるだけホームページの整理もしていただきたいなど。ホームページの中身を見たら結構古いものも入っていて、外してもいいようなものも結構ありました。そういう管理も確かホームページの管理は、まちづくり課かなとは思っていたんですけども、その辺、せっかくリニューアルして、各課がばんばん更新していける体制になっていることは知っていますけども、それをまた1つまとめて関連していただきたいなど。古い情報のまま問い合わせの来ないようにしていただきたいなどと思います。

また、情報発信の面に関して、先ほどのファックスの件ですけれども、町長の言うこともわかりますので、それは町長のほうで皆さんに各課にしっかり言っていただいて、できるだけ多く、楽しいものはできるだけ多く出して行って、町のPRにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。答えはいただかないで終わりたいと思います。

議 長

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

昼食のため13時15分まで休憩いたします。

(午前11時54分)

(午後 1時15分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程5 認定第1号 平成26年度各会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました認定第1号 平成26年度各会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、平成26年度一般会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで1億2,279万6,307円の残額となりました。主な事業としては防災備蓄品整備、緊急通報システム更新、障がい福祉・子育て・高齢者支援、保健事業、多面的機能支払事業、南幌温泉ハート&ハートボイラー等改修工事、商工業振興事業、元町公営住宅改修工事、消防ポンプ付積載車更新、生涯学習センター耐震等改修工事などを実施したところです。なお、地方創生先行型事業、道営経営体育成基盤整備事業、夕張太公営住宅改修事業、町民プール整備事業ほか3事業を繰越したため、繰越明許費繰越額3,082万5,000円を差し引くと、実質収支額は9,197万1,307円となります。

次に、平成26年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで5,653万7,844円の残額となったところです。

次に、平成26年度下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで717万8,435円の残額となったところです。

次に、平成26年度農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで45万7,548円の残額となったところです。

次に、平成26年度介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで347万5,023円の残額となったところです。

次に、平成26年度後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで68万1,077円の残額となったところです。

以上、平成26年度各会計の決算につきまして御審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 本案につきましては、平成26年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声)

ただいま上程されました平成26年度各会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 ただいま上程されました平成26年度各会計決算認定に当たりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいまの熊木 恵子議員からの御発言は、9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長には志賀浦学議員、副委員長には石川 康弘議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいま熊木 恵子議員から提案がありましたとおり、委員長には志賀浦 学議員、副委員長には石川 康弘議員との御発言であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長には志賀浦 学議員、副委員長には石川 康弘議員と決定いたしました。

●日程6 認定第2号 平成26年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました認定第2号 平成26年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。病院の経営状況につきましては、前年度に比べ、外来患者は増加しましたが、入院については減少し、さらに経常経費の縮減に努めましたが、会計基準の見直しもあり、収益的収支では4,764万4,097円の純損失となったところです。

以上、平成26年度病院事業会計の決算につきまして御審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

本案につきましては、平成26年度南幌町病院事業会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局 長

(朗読する。)

議 長

監査委員から補足説明があれば賜ります。

局 長

角島監査委員。

監査委員

若干、補足説明をさせていただきたいと思っております。決算審査意見書の11ページをごらんください。審査の結果ということで経営概況、それから審査意見をまとめてございます。その中で、まず最初に申し上げたいのは、地方公営企業法第3条に運営の原則というのがございます。それは、地方公営企業は経済性の発揮及び公共の福祉の増進に寄与するということが運営の基本原則であるということを示されていますので、経済性だけを言えないということを念頭に置きながらお話しをさせていただきたいというふうに思っております。詳細につきましては、2ページから10ページまでに記載をしておりますので、一度はごらんいただいているかと思っておりますが、後ほど改めてごらんをさせていただきたいというふうに思っております。

この11ページの経営概況でポイントは3点です。1つは、外来で

1, 480万、収入が増えておりますが、入院で1, 490万、収入が減って、差し引き11万円、診療収益が減少したということ。

2つ目は、病床利用率が50%を割ってしまいましたが、医療体制とベッド数、固定的に係る経費を考えると病床利用率を何%ぐらいにしていくなのかということ、常に100になるような人員体制、医療体制を組めるのかということもありますし、何%ぐらいでやっっていくのかということを検討する必要があるだろうというふうに思います。

それから、3つ目は会計基準が変わったことを含めて、平成26年度は、4,760万円の純損失となっておりまして、これにより累積損失は、7億9,000万円の累積損失になったということとございまして、これを今後、病院の経営をどう維持していくのかということについて十分検討が必要だろうというふうに思っております。

審査意見では、2つの改善すべき事項を記載しております。1つ目は、平成16年度に消費税の課税事業者の選択が、免税事業者が3,000万円から1,000万円に引き下げられました。それから、消費税の課税事業者に町立南幌病院はなっているわけですが、①に記載のとおり経理が適切でないということで、翌年度に前年度の納税分を経費として支出をしておりますが、これは課税年度で処理するのが妥当でございます。したがって、いわゆる公会計は現金主義、企業会計は発生主義でやっておりますので、発生主義というところを混同しているというふうに思っております。

それから、2つ目、病院会計の決算書には、資本的に収支の不足額は過年度損益勘定留保資金で補填すると常套句としてずっと記載されているわけですが、一体この額が幾らあるのかということは、今回、たびたび計算をしてもらったんですが、3回、回答をもらったんですが、3回とも納得のいく数字にはなっていないということで指摘をさせていただいております。これを明確にしていく必要があるだろうというふうに思います。

最後に、文書にはしておりませんが、若干申し上げさせていただきたいというふうに思います。平成26年度第1回定例会において予算審査特別委員会から南幌町病院事業会計予算について、過去に議会から提言のあった附帯意見について検証して報告することというふうに附帯意見を付して予算を可決しております。私どものほうでは、その提言内容が漠然としてよく理解できないということから、あらかじめ議会事務局から平成22年以降の議会全員協議会、各委員会及び監査指摘事項の状況について資料を提出してもらい、議会事務局と病院の決算審査において、昨年1年間の協議経過、報告書類の提出を求めるとともに、事務長の引き継ぎ書に記載されているかといったことも確認をさせていただいております。残念ながら昨年7月28日の南幌町活性化特別委員会のまとめとして、委員長が改善計画の達成状況、附帯意見の回答を求めるということを述べておりますが、その後は8月25日の全員協議会で改善計画、厚生局の特別指導、医師について協議をしておりますけれども、それ以外には他の会議体で四半期の状況報告程度で、具体的に検証と報告がされているというのは確認はで

きませんでした。議会だよりに太ゴシックで附帯意見を付したことを記事にするほど力が入っていたんだらうというふうに思いますから、何らかの議会からの提言に対する報告があっても良いというふうに思いますし、議会も意見に対する回答を求めるべきだらうと私は思います。そういった点がちょっと今回、審査の中で気になった点ということで申し上げさせていただきたいと思います。大変、事務長、真面目に何回も対応をしてくれまして、ある程度、協議はさせていただいたんですが、めったに人を褒めない私が本当に一生懸命やってくれたということは、この場で御礼を申し上げながら要点だけ申し上げまして、補足意見とさせていただきます。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま上程されました平成26年度南幌町病院事業会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 ただいま上程されました平成26年度南幌町病院事業会計決算認定に当たりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思しますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいまの熊木 恵子議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

●日程7 報告第3号 平成26年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました報告第3号 平成26年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、平成26年度の各会計決算を基に算定した南幌町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、報告第3号 平成26年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。別途配布しております報告第3号資料をごらんいただきたいと思います。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、町の財政状況を判断するため、健全化判断比率の算定及び公表が義務づけられており、また、一定基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務づけられております。

それでは、平成26年度決算により、それぞれの指数について、

御説明申し上げます。

最初に、資料中段の①実質赤字比率ですが、これは一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。下の表をごらんいただくとおわかりのとおり赤字は発生しておりません。

次に、②連結実質赤字比率ですが、これは全ての会計を対象とした赤字比率、または、資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。これにつきましても赤字は発生しておりません。

次に、③実質公債費比率ですが、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。特別会計並びに一部事務組合を含めたもので、過去3カ年の平均数値で表しています。本町の数値は14.8%で、起債許可基準の18%を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する必要はありません。

なお、過去の数値については、資料の裏面をごらんください。平成25年度が15.8%、平成24年度が17.7%です。平成26年度と平成25年度との対比では、1ポイントほど改善されています。表の下、最初の米印に記載しておりますが、新たな起債発行抑制による公債費充当一般財源等の減少及び工業団地売却収入による特定財源の増加が主な要因です。

また、記載の数値は3カ年の平均比率であり、記載にはありませんが単年度の比率は、平成24年度が16.6%、平成25年度が14.1%、平成26年度は14.0%となっています。

資料、表面に戻り、④将来負担比率ですが、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。これにつきましては、第三セクターなども含めたもので、本町の数値は80.2%です。早期健全化基準の350%を大きく下回っています。

なお、過去の数値については、資料の裏面をごらんください。平成25年度が89.3%、平成24年度が85.4%です。平成26年度と平成25年度との対比では、9.1ポイントほど下がっております。表の下、2番目の米印に記載しておりますが、公営企業に対する企業償還分繰入見込額の減少及び工業団地土地貸付収入による特定財源の増加が主な要因です。

このようなことで、本町の財政状況は早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、本法律に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっております。

次に、資料裏面の2資金不足比率ですが、これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定する必要があります。本町の企業会計は、病院事業、下水道事業、農業集落排水事業の3特別会計がありますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生しておりません。そのため、資金不足比率に該当しないことから、本法律に基づく経営健全化計画の策定は不要となっております。

以上、財政健全化法に基づく、本町の健全化比率等について説明をさせていただきましたが、今後におきましても行財政改革を一層進め、各比率の改善に努めてまいりたいと考えております。以上で、説明を

終わります。

議長 本案につきましては、平成26年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

局長 (ありませんの声)

局長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

局長 (なしの声)

局長 御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

局長 報告第3号 平成26年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済みといたします。

局長 日程8 議案第41号から日程10 議案第43号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程8 議案第41号 財産の処分について
- 日程9 議案第42号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第2号)
- 日程10 議案第43号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)

局長 以上、3議案を一括して議題といたします。

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第41号から議案第43号までの3議案につきまして、提案理由を申し上げます。

町長 まず、議案第41号 財産の処分につきましては、旧夕張太小学校の校舎並びに体育館を日生バイオ株式会社に無償譲渡するものであります。

町長 次に、議案第42号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、個人番号カード関連経費の追加、障がい児支援給付事業扶助費の追加、農業経営高度化促進事業負担金並びに経営体育成基盤整備事業負担金の追加、歳入では、普通交付税確定に伴う追加、旧夕張太小学校用地売却収入の追加、ふるさと応援寄附金の追加、平成26年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。

町長 その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,265万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,946万8,000円とするものであります。

町長 次に、議案第43号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、保険給付費の追加並びに国庫支出金等清算金の追加、歳入では、国庫補助金等の追加並びに平成26年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。

町長 その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,289万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,827万円9,000円とするものであります。

町長 議案第41号につきましては総務課長が、議案第42号につつまし

ては副町長が、議案第43号につきましては住民課長が、それぞれが説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第41号 財産の処分について御説明いたします。このことにつきましては、旧夕張太小学校が閉校して3年が経過しましたが、このたび、健康食品の製造及び研究開発などを行っております日生バイオ株式会社に対して、旧夕張太小学校を譲渡・財産処分するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。1 処分する財産、建物。所在、空知郡南幌町稲穂2丁目1317番23。住居表示、空知郡南幌町稲穂2丁目1番1号。家屋番号、いずれも未登記。種類、1つ目でございますが校舎。構造、鉄筋コンクリート造り2階建て。建築年度、昭和52年度。延床面積、2,093.10平方メートル。種類、2つ目は講堂、体育館でございます。構造、鉄骨・鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造、平屋建て。建築年度、昭和53年度。延床面積、718.90平方メートル。2 処分の方法、随意契約。3 処分価格、無償。4 契約の相手方、恵庭市恵み野北3丁目1番13、日生バイオ株式会社代表取締役 松永 政司。以上で議案第41号の説明を終わります。

議 長  
副町長

副町長。

続きまして、議案第42号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第2号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。13ページをごらんください。

2 款総務費1項1目一般管理費、補正額766万2,000円の追加でございます。説明欄の一般管理経費で、ふるさと応援寄附謝礼品として750万円の追加です。ふるさと応援寄附金の状況を別途配布しております議案第42号資料により説明いたしますのでごらんいただきたいと思っております。8月20日現在の寄附金の状況となります。寄附件数が4,059件、寄附金額で5,000万2,000円となっており、寄附指定事業並びに謝礼品の内訳などにつきましては、表のとおりとなっております。6月議会定例会でも寄附金総額で4,000万円を見込み追加をいたしました。現在の状況さらに今後の見込みを含め1,500万円を追加し、寄附金総額5,500万円を見込み、それぞれの項目で追加をするものです。なお、謝礼品につきましては寄附金額の半額を計上しております。

予算書に戻ります。13ページをごらんいただきたいと思っております。

役務費・手数料で16万2,000円の追加です。クレジット決済に係る手数料を追加するものです。

3 目財産管理費、補正額1,656万6,000円の追加でございます。財産管理経費で町有地確定測量業務156万6,000円の追加です。売却を予定しております旧役場独身寮用地の測量を行うものです。ふるさと応援基金積立金1,500万円の追加です。

5 目企業誘致推進費並びに9 目職員給与費は補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額367万5,000円の追加でございます。戸籍住民経費で個人番号カード関連備品81万8,000円の追加です。カード裏面の異動事項記入用にプリントシステムを購入するものです。個人番号カード関連事務交付金285万7,000円の追加です。通知カード、個人番号カードの作成を地方公共団体情報システム機構に委託するもので、全額国より補助されるものです。次ページにまいります。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額45万3,000円の追加でございます。障がい者福祉経費で過年度返還金45万3,000円の追加です。

3目老人福祉費、補正額25万6,000円の追加でございます。介護保険特別会計繰出金で後ほど特別会計で説明をいたします。

2項1目児童福祉総務費、補正額489万7,000円の追加でございます。児童福祉総務経費で障がい児支援給付事業471万4,000円の追加です。町内に新たに通所施設が開設されたことにより追加するものです。過年度返還金18万3,000円の追加です。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額1,758万9,000円の追加でございます。農業振興経費で晩翠集落センター改修工事59万7,000円の追加です。地元からの要望によりまして、トイレの暖房新設並びに女子トイレを洋式化するものです。なお、2分の1は地元負担となります。次ページの農業経営高度化促進事業負担金1,690万円の追加です。晩翠地区の事業量の増によるものです。食育活動推進事業9万2,000円の追加です。食育推進計画策定委員会設置に伴い、必要経費を追加するものです。

3目農地費、補正額700万円の追加でございます。土地改良事業経費で経営体育成基盤整備事業負担金700万円の追加です。晩翠地区の事業量の増によるものです。

4目機場施設管理費、補正額200万円の追加でございます。機場施設管理事業で光熱水費として電気料を追加するものです。

2項1目林業振興費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額168万8,000円の追加でございます。町道管理経費で修繕料として、6月初旬の大雨の影響で排水路が破損したため、町内7カ所の修繕を行うものです。

3項2目公園費、補正額86万4,000円の追加でございます。公共施設管理として元町の墓地沿いの国有林の枝が伸び、墓石に影響を与えることから剪定を行ったものです。

次に歳入の説明を行います。9ページをごらんください。

9款地方特例交付金1項1目地方特例交付金、補正額11万4,000円の減額でございます。1節地方特例交付金で確定によるものです。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額2,447万7,000円の追加でございます。1節地方交付税で普通交付税の確定によるものです。なお、本年度の普通交付税総額は21億5,747万7,

000円となり、前年度より1,665万4,000円の減額となったところです。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額235万7,000円の追加でございます。8節障がい児施設措置費国庫負担金で給付費の2分の1が負担されるものです。

2項1目総務費国庫補助金、補正額311万5,000円の追加でございます。2節戸籍住民基本台帳費国庫補助金で個人番号カード交付に係る事業費並びに事務費の補助金を追加するものです。次ページにまいります。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額117万8,000円の追加でございます。10節障がい児施設措置費道負担金で給付費の4分の1が負担されるものです。

2項4目農林水産業費道補助金、補正額1,268万円の追加でございます。1節農業費道補助金で農業経営高度化促進事業補助金を追加するものです。

16款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額717万7,000円の追加でございます。1節土地売払収入で旧夕張太小学校用地の売買代金707万3,000円、旧夕張川築堤工事に伴う用地売買代金4万2,000円、高規格中樹林道路工事に伴う用地売買代金6万2,000円をそれぞれ追加するものです。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額20万円の追加でございます。1節一般寄附金で佐藤 敏則様、袴田 利雄様よりそれぞれ10万円の寄附をいただいたものです。次ページにまいります。

3目ふるさと応援寄附金、補正額1,500万円の追加でございます。1節ふるさと応援寄附金で今後の見込みを含め追加するものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額7,727万3,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金で財源調整を行うもので、これにより年度末の見込み額につきましては、9億2,783万7,000円となる見込みでございます。

19款繰越金1項1目繰越金、補正額7,197万1,000円の追加でございます。1節繰越金で平成26年度からの繰越金となります。

20款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額158万4,000円の追加でございます。1節農林水産業収入で南幌向揚水機場維持管理負担金として、電気料の北海土地改良区負担分を追加するものです。

5目雑入、補正額29万8,000円の追加でございます。1節雑入で晩翠集落センター改修負担金として、地元負担分を追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ6,265万円を追加し、補正後の総額を53億6,946万8,000円とするものです。以上で議案第42号の説明を終わります。

住民課長。

それでは、議案第43号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたしま

議 長  
住民課長

す。9ページをごらんください。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、3目地域密着型介護サービス給付費、5目施設介護サービス給付費、7目居宅介護福祉用具購入費につきましては補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

8目居宅介護住宅改修費、補正額205万円の追加でございます。説明欄でございます。19節負担金補助及び交付金で、居宅介護住宅改修費負担金205万円の追加。件数の増加により追加するものでございます。

続きまして、9目の居宅介護サービス計画給付費から11ページの下段、6項1目特定入所者介護サービス費までは補正額はございません。歳入で御説明いたしますが、国の調整交付金の追加に伴い関連項目の財源内訳を変更するものでございます。12ページにまいります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金、補正額1,084万3,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金1,084万3,000円の追加。平成26年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道・支払基金負担分の精算により返還金が生じたため、追加するものでございます。返還金の内訳は、国費が435万3,784円、道費が230万2,461円、支払基金が419万2,605円でございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

歳入、2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、補正額41万円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費負担金41万円の追加。介護給付の増加に伴い追加するものでございます。

続きまして、2項国庫補助金1目調整交付金、補正額1,289万9,000円の追加でございます。1節現年度分で普通調整交付金1,289万9,000円の追加。当初予算では、施設並びに居宅給付費の5%で計上しておりましたが、平成27年度分の交付決定7.07%に伴い追加をするものでございます。

続きまして、3款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、補正額57万4,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費交付金57万4,000円の追加。介護給付の増加に伴い追加するものでございます。

続きまして、4款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、補正額25万6,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費負担金57万4,000円の追加。こちらも介護給付の増加に伴い追加するものでございます。次ページにまいります。

続きまして、6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金、補正額25万6,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費繰入金25万6,000円の追加。町負担分を追加するものでございます。

続きまして、2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額297万7,000円の減額でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で297万7,000円の減額。繰越金などの増加に伴

い財源調整を行うものでございます。

続きまして、7款繰越金1項1目繰越金、補正額147万5,000円の追加でございます。1節繰越金で、平成26年度の決算に伴い繰越金が確定しましたので追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,289万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億5,827万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第41号 財産の処分についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第41号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第42号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第43号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第43号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第41号 財産の処分については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第42号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第43号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程11 議案第44号 平成27年度南幌町国民健康保険特別

会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第44号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、一般被保険者並びに退職被保険者分に係る保険給付費の追加並びに後期高齢者支援金の追加、歳入では、平成27年度保険税一般被保険者並びに退職被保険者分の減額、平成26年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,229万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,300万7,000円とするものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第44号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。9ページをごらんください。

2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費、補正額1,000万円追加でございます。説明欄でございます。19節負担金補助及び交付金で一般被保険者高額療養費負担金1,000万円の追加。必要額を見込み追加するものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費210万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で退職被保険者等高額療養費負担金210万円の追加。こちらも必要額を見込み追加するものでございます。

続きまして、3款1項1目後期高齢者支援金、補正額19万8,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で後期高齢者支援負担金19万8,000円の追加。平成27年度確定に伴い追加するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

歳入、1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税、補正額2,123万円の減額でございます。1節医療給付費分現年課税分で1,433万6,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分で437万4,000円の減額、3節介護給付費分現年課税分で252万円の減額。いずれも平成26年度の所得等の減少により、保険税の調定額が当初予算を下回り、年度末において歳入不足となることから減額するものでございます。

続きまして、2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額210万1,000円の減額。1節医療給付費分現年課税分で136万6,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分で33万9,000円の減額、3節介護給付費分現年課税分で39万6,000円の減額。いずれも保険税の調定額が当初予算を下回り、年度末において歳入不足となることから減額するものでございます。

続きまして、5款療養給付費交付金1項1目療養給付費交付金、補正額183万3,000円の追加でございます。2節過年度分183万3,000円の追加。平成26年度分の療養給付費交付金の確定に

に伴い追加するものでございます。次ページにまいります。

9款繰入金2項1目財政調整基金繰入金、補正額1,274万1,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金1,274万1,000円の減額。繰越金の増加に伴い、財源調整を行うものでございます。これにより補正後の基金残高の見込み額は、4,777万5,633円でございます。

10款繰越金1項1目繰越金、補正額4,653万7,000円の追加でございます。1節繰越金で4,653万7,000円の追加。平成26年度決算に伴い、繰越金が確定しましたので追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,229万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億3,300万7,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第44号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

長時間、御苦労さまでした。

(午後 2時18分)

- 議長 おはようございます。  
去る9月7日より決算審査特別委員会のため休会となっております。平成27年第3回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。  
直ちに本日の会議を開きます。  
日程12 議案第45号及び日程13 議案第46号の2議案につきまして関連がございますので一括提案いたします。  
●日程12 議案第45号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について  
●日程13 議案第46号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
以上、2議案を一括して議題といたします。  
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第45号から議案第46号までの2議案につきまして提案理由を申し上げます。  
議案第45号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、並びに議案第46号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定につきましては、いずれも社会保障・税番号制度の導入に伴い関係条例の一部を改正する必要があるため本案を提案するものであります。議案第45号につきましては総務課長が、議案第46号につきましては住民課長が、それぞれが説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 総務課長 内容の説明を求めます。総務課長。  
それでは、議案第45号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。平成25年に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法が制定され、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の実施により10月5日には国民一人一人に個人番号が付され、来年1月から利用開始されることになっております。番号法では、個人番号に複数の個人情報が結び付けられることで、情報の漏えいや不正利用を防止するため、個人番号を含んだ個人情報を特定個人情報として、特別な保護を図るための規定が設けられておりますが、各自治体に対しても法の趣旨を踏まえた必要な措置を講じることを求めており、今回、その関係条文の整備を行うものであります。  
別途配布しております議案第45号資料、新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後となり、アンダーライン部分が改正となります。また、後ほど附則で説明しますが、番号法の条項によって施行期日が異なることから、10月5日施行分を第1条による改正、それ以外の改正については第2条による改正とし、2条立ての改正としております。改正後、第2条第1号、事業を営む個人の事業に

関する情報及び法人団体役員に関する情報は、個人情報から除外されておりましたが、今回、個人情報に含まれることを規定したものです。同じく改正後、第2号では、番号法に基づく特定個人情報について本条例においても同様に規定したものです。

ページ裏面、改正後、特定個人情報の収集等の制限、第8条の2、個人情報を収集する場合は事前に届け出をし、利用目的を明らかにしなければならないこととしていましたが、警察の調査など、緊急性があり事前に届け出が行えない場合は、利用目的が明確であり、かつ、当該目的を達成するために必要な範囲内に限り、特定個人情報を収集することが可能であることを新たに規定したものです。

次ページ、改正後、特定個人情報の利用の制限、第9条の2及び第2項につきましては、特定個人情報について、人の生命、身体、または、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか、または、本人の同意を得ることが困難であるとき以外、特定個人情報の目的外利用は認められないことを新たに規定したものです。

次に、7ページをごらんください。改正後、第29条第2項では、特定個人情報については、他の法令で開示手続が定められていても、本条例において重ねて開示手続を行う必要があることを規定したものです。

次に11ページです。附則として、この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。以上で、議案第45号の説明を終わります。

議 長  
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第46号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明します。社会保障・税番号制度では、平成27年10月5日から住民票を有する方全員に個人番号を付番し、通知カードにより通知されます。また、平成28年1月からは、本人からの申請により顔写真付きの個人番号カードを交付するものとされております。いずれのカードも初回の公布につきましては、国の補助により費用負担はありませんが、紛失等により再交付となる場合の手数料については国の補助がないことから、再交付となる場合の手数料について定める必要があるため条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別途配布いたしました議案第46号資料、南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表にて説明します。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。なお、通知カードと個人番号カードの再交付の施行日が異なるため、2条立てとしております。

第1条による改正でございます。第2条中、第11号の次に第12号として「個人番号通知カード再交付手数料 1件につき 500円」を追加し、以下を繰り下げるものでございます。

次ページにまいります。第2条による改正でございます。第2条第13号を「個人番号カードの再交付手数料 1件につき 800円」

と改めるものでございます。マイナンバー制度の施行に伴い平成28年1月から住民基本台帳カードの交付が廃止されますので、住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除するものでございます。

附則としまして、第1条の規定、個人番号通知カードの再交付は、平成27年10月5日から、第2条の規定、個人番号カードの再交付は平成28年1月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第45号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第45号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第46号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第46号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第45号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第46号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程14 議案第47号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第47号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定につきましては、旧郷土文化伝承室跡利用に伴い名称及び使用料の見直しを図るため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

議案47号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条

例制定について御説明します。保健福祉総合センターあいくる内にありました郷土文化伝承室がぼろろに移設したことに伴い、跡利用に向けて室内の改修が整ったことから、このたび、部屋の名称及び使用料金を定めるものでございます。

説明につきましては、別途配布しました南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例の新旧対照表にて行います。右が旧条例、左が新条例、アンダーライを付した部分が改正部分であります。初めに名称につきましては、現在施設に入ってすぐの休憩場所がふれあいコーナー、また、お風呂がふれあいの湯として親しまれていることから、同じ名称を用いてふれあいホールとするものであります。面積は、334平米で1階奥にあります。あいくるホールの2倍となります。使用料金につきましては、現在のあいくる内での使用料金算出基礎に基づき算出したもので、1時間当たり350円とするものであります。最後に、この条例は平成27年10月1日から施行する。以上で議案第47号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第47号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程15 議案第48号から日程17 議案第50号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程15 議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程16 議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程17 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、いずれも道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合の解散による脱退、並びに、とちか広域消防事務組合の新規加入に伴い、組合規約の一部変更につ

議 長  
総務課長

いて、各組合構成団体との協議が必要なことから本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。総務課長

それでは、議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について御説明いたします。

本規約の改正につきましては、組合に加入している団体が解散により脱退、もしくは、新たに組合に加入するなどの移動があった場合、組合の規約変更が必要となり、組合構成の市町村などに協議を求められたことから提案するものです。また、規約の文言整理についても、あわせて行うものであります。

別途配布しております議案第48号資料、新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後となり、アンダーライン部分が改正となります。

改正後、第1条のアンダーライン、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」については、文言の整理を行うものです。

改正前、別表第1、「道央地区環境衛生組合」と、裏面、アンダーラインの一番下「南渡島青少年指導センター組合」につきましては、平成26年度末をもって解散したことにより、組合を脱退するものです。また、上から、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」の4団体については、平成27年度末をもって解散するもので、改正後の「とちかち広域消防事務組合」は解散する4団体を統合する団体として、新たに組合に加入するものです。

附則として、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

続きまして、議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について御説明いたします。

本規約の改正につきましても、組合に加入している団体の移動などにより組合構成の市町村などに協議を求められたことから提案をするものです。また、団体の解散に伴い、消防団員事務を構成町村に継承するための関係条文の整理もあわせて行うものです。

別途配布しております議案第49号資料、新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後となり、アンダーライン部分が改正となります。改正前、別表第1、組合を組織する地方公共団体、石狩振興局内の「道央地区環境衛生組合」と渡島総合振興局内の「南渡島青少年指導センター組合」は、平成26年度末をもって解散したことにより脱退するもので、構成団体数は、石狩振興局は「16」から「15」に、渡島総合振興局は「17」から「16」に改められるものです。

また、改正前下段、十勝総合振興局内の「東十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」の4団体は、平成27年度末をもって解散するもので、改正後の「とちろ広域消防事務組合」は解散する4団体を統合する団体として、新たに組合に加入するもので、十勝総合振興局内の構成団体数は「28」から「25」に改められるものです。

裏面をごらん願います。団体の解散に伴い、消防団員事務を構成町村に継承するための規約改正としまして、改正前、別表第2、1消防組織法に基づく事務について、共同処理する団体の欄中、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」、「池北三町行政事務組合」の5団体を削り、改正後、「音更町」から「浦幌町」までの18団体を加えるものです。

また、改正前下段、9地方公務員災害補償法に基づく事務について、共同処理する団体欄中、「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「東十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」を削り、改正後、「とちろ広域消防事務組合」が加えられるものです。

附則として、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とちろ広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「、道央地区環境衛生組合」、「、南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とちろ広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

続きまして、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約について御説明いたします。

本規約の改正につきましても、組合に加入している団体の移動などにより、組合構成の市町村などに協議を求められたことから提案をするものです。また、規約の文言整理についても、あわせて行うものがあります。

別途配布しております議案第50号資料、新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後となり、アンダーライン部分が改正となります。

改正前、別表第1、「道央地区環境衛生組合」と「南渡島青少年指導センター組合」は、平成26年度末をもって解散したことにより、組合を脱退するものです。

同じく、改正前、「西十勝消防組合」、「北十勝消防事務組合」、「東十勝消防事務組合」、「南十勝消防事務組合」の4団体は、平成27年度末をもって解散するもので、改正後の「とちろ広域消防事務組合」は解散する4団体を統合する団体として、新たに組合に加入するものです。

裏面をごらん願います。附則として、第1項、この規約は、地方自

治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とちち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

第2項、変更後の北海道市町村職員退職手当組規則は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部または一部をなす場合または熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規則における右方は、変更後における上方と、変更前の規則における上方は変更後の規則における左方とし、促音として用いる「つ」の表記が大書きのものは、小書きに改める。

以上で、議案第48号、第49号、第50号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規則の変更についての質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第48号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第49号 北海道市町村総合事務組規則の変更についての質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組規則の変更についての質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第50号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規則の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第49号 北海道市町村総合事務組規則の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程18 議案第51号 道央廃棄物処理組合を組織する市町村数の増加及び道央廃棄物処理組合理約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第51号 道央廃棄物処理組合を組織する市町村数の増加及び道央廃棄物処理組合理約の変更につきましては、栗山町の新規加入に伴う組合理約の一部変更のため、各組合構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは議案第51号 道央廃棄物処理組合を組織する市町村数の増加及び道央廃棄物処理組合理約の変更について御説明いたします。内容につきましては栗山町の加入に関する件でございます。道央廃棄物処理組合を構成する2市3町が栗山町の組合加入に承認しましたので規約の一部改正するものでございます。

詳細は、別途配布いたしました議案第51号資料の道央廃棄物処理組合理約の一部を改正する規約、新旧対照表にて御説明いたします。左が改正後の新規約、右が改正前の旧規約であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

第2条は、組合を組織する、地方公共団体の定めで、栗山町を追加するものでございます。

続きまして、第5条は、組合の議会の組織の定めで、栗山町の加入に伴い、議員定数を15人に改め、第6号に栗山町の議員定数2人を加えるものでございます。次ページにまいります。

第9条は、管理者及び副管理者の定めで、副管理者を5人に改めるものでございます。

続きまして、別表でございます。組合の議会及び、執行機関の運営に要する経費の負担割合です。関係市町割27%を30%に改めるものでございます。内訳は1市当り9%、1町当り3%で合計30%となります。あわせて次の人口割の73%を70%に改めるものでございます。

附則としまして、第1項この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

第2項は、平成27年度における関係市町の負担金の特例の規定で、栗山町が組合設立当初から加入していたものとして経費の一部を負担することとしております。

第3項は、負担割合により計算したものから、栗山町が負担する額を除いて、負担するものでございます。

以上で道央廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いましたが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第51号 道央廃棄物処理組合を組織する市町数の増加及び道央廃棄物処理組合規約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程19 議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局  
議  
町  
長  
長  
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現委員であります久保 直忠氏、山本 満則氏、石崎 俊克氏の任期が満了となるため、久保 直忠氏、山本 満則氏を再任いたしたく、また、石崎 俊克氏が退任し、後任として白倉 敏美氏を新任いたしたく、地方税法の規定により提案をするものであります。選任につきまして御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては、人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いましたが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

●日程20 議案第53号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局  
議  
町  
長  
長  
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第53号 教育委員会委員の任命につきましては、現教育委員であります仁平 良次氏の任期が満了

となるため、仁平 良次氏を再任いたしたく提案するものであります。任命につきまして御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第53号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

●日程21 発議第16号 南幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 発議第16号 南幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。ただいま上程されました発議第16号 南幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定につきましては、議員における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の届け出について新たに規定するため、本案を提案するものであります。

別途配布いたしました発議第16号資料、新旧対照表で内容を説明いたします。左が改正後、右が改正前で、アンダーラインの部分が改正点であります。第2条に「第2項 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」を加えるものであります。附則といたしまして、この規則は公布の日から施行する。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第16号 南幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程22 発議第17号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでござ

います。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程23 発議第18号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程24 報告第4号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第4号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、平成26年度における経営状況の報告であります。内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
振興公社専務

内容の説明を求めます。振興公社専務。

おはようございます。ただいまより南幌振興公社、平成26年度の経営状況を説明いたします。よろしくようお願い申し上げます。資料に基づいて行いますが、飛びますので要点を説明させていただきます。

営業の概要につきましては、3ページをお開きください。平成26年度の営業、4月から11月までの入場者と売上額、前期と比較してございます。表の一番下、上の表でございますけれども、一番下の合計欄でございます。入場者数は3万2,113人、前期に比べまして1,848人、率にして6.1%の増加となっております。年間の計画でございます。3万400人よりも1,713人の増加となっております。純売上額は1億1,718万円、前期に比べまして約480万円、率にして4.3%の増額となっております。今期につきましては、春の雪解けが早めでございまして、その後、5月いっぱいには天気も良く、比較的順調に営業することができました。6月も7日までは天気も良く、順調でしたが、その後、2週間ほど雨が続き、入場者に大きく影響いたしました。6月後半から雨も少なくなり、干ばつ傾向で、7月になっても小雨は続き、散水作業に追われる状況でございました。8月以降も比較的順調に営業することができました。下の表でございますけれども、2表でございますけれども、入場者数は、6月、7月、10月以外は目標計画を超えてございます。コース客単価、これが一番、我々にとっては重要でございますけれども、計画では3,388円、実績では3,345円と、43円ほど下回ってございます。

次のページでございます。各売上をここに載せてございます。この所で練習場とございますけれども、これは前期もそうでしたけれども、順調に営業を進めております。それと、3表の所のカートの売上、こ

れが順調に伸びてございます。

ここで、恒例でございます道内のゴルフ場の状態というものを簡単に御説明したいと思いますので、補助資料の2の15ページをお開きください。この15ページの表1でございますけれども、道内のゴルフ場の入場者を前年と比較してございます。総数で319万人となっております。昨年もここで申し上げましたけれども、年々、入場者数を報告しないゴルフ場がふえていると。それから、推定という入場者のコースもございまして、比較することは困難でございますけれども、報告をなされたゴルフ場では増加をしております。

次のページでございます。次のページは空知管内、私ども南幌リバーサイドゴルフ場が位置している所でございますけれども、この入場者数は前年対比1万1,641人、4.3%の増加でございました。この地域も、この表を見ていただくとわかりますけれども、報告を出さない空欄の所が非常に多くなってございます。現在、22コースが営業を行っておりますが、南幌リバーサイドゴルフ場がオープンした年には9ホールしかございませんでした。非常に道内でもコース数のふえた地域でございます。

次に17ページをごらんください。これは、私ども、河川敷のゴルフ場が加盟しております表でございます。ここに10コース載せてございます。前年との比較をしておりますけれども、全体的には、1万5,185人の減少でございましてけれども、ここで石狩川江別、うちの隣なんですけれども、石狩川江別さんが25年度いっぱい営業を中止してございます。現在も中止状況と。やめたという情報は入ってございませぬが、一応このような形になってございます。ですから、実際的には、このコースを除いて9コースということで前年比較いたしますと、4,919人、2.7%の増加となっております。

次でございます。18ページでございますけれども、南幌リバーサイドゴルフ場の入場者、先ほども申しましたように3万2,113人、前年対比1,849人、6.1%の増加でございました。この表は、平日、土日、それから各項目に分けてございますけれども、平日は5.8%、土日祝日が6.4%の増加となっております。月別を見ますと、6月、10月、11月以外はふえているということでございます。7月までを上期といたしまして4カ月を計算しますと1,203人、それから、8月以降、4カ月を下期といたしまして646人、ともに増加していると。特に上期の増加が大きかったと見られます。

次に最後のページでございます。このページは、上のほうの4-2のほうは過去4年間の入場者数をお示ししてございます。非常に暫定コースから復帰した形の中で、なかなかお客様も戻ってきませんでした。昨年は良い状況になってございます。この下の表は项目的に示したものでございます。

それでは、本題に戻っていただきまして、資料2ページ、ここで真ん中から下のほうに書いてあります長期借入金の償還状況ということでございます。この表のように平成26年度の償還は、この表のとおり行いました。それで、現在の借入残高でございます。1億7,51

6万円でございます。平成27年度も650万円を予定しております。

次に5ページをお開きください。決算書でございます。5ページから12ページまでは決算報告でございますけれども、例年のごとく要約版にて説明したいと思っておりますので、補助資料1の13ページをお開きください。貸借対照表の資産の部についてでございます。流動資産が118%で、前期より468万円ほどふえてございます。仮払金、これは破産管財人等から当社の株を一時的に処理した、うちが一時的に預かっている分での金額でございます。有形固定資産は設備投資をほとんどしていないために、ほぼ減価償却分の減額分6%ぐらいでございます。

次に下の表の貸借対照表の負債・資本の部でございますが、流動負債が192.6%、増額になってございます。今期は消費税が増額になっている分、その増額という形になってございます。固定負債は長期借入金の償還分だけ減額してございます。下から3行目の繰越剰余金は約133万円増加となっております。

次のページでございます。14ページでございますけれども、損益計算書についての御説明でございます。Aの当期売上額は1億1,718万円、前期に比べまして480万円の増額、104.3%でございます。Bの売上原価でございますけれども、583万円の増額、前年比106.3%になってございます。Cの売上総利益は1,803万円の約103万円減額となっております。Dの一般管理費は約1,654万円、44万円の減額となっております。Eの営業利益は約148万円の利益でございます。約58万円の減額となっております。Fの営業外利益でございます。約214万円で、約133万円の増額となっております。Gの営業外費用は、借入金支払い利息の約228万円でございます。Hの営業利益は約162万円で、約117万円の増額となっております。Kの税引き前利益でございます。約162万円となりました。Lの法人税は約28万円となっております。Mの当期純利益は、約133万円で約109万円の増額となっております。

次に経費の面の特徴的なものを述べたいと思っております。Bでございますけれども、当期原価につきましては、下の表のBの所でございますけれども、原価合計で614万円、106.6%ふえてございます。今期、売上の増加を踏まえまして、過去5年ほど減額しておりました職員の給与を12月のボーナスで約90万円ほど補てんいたしました。また、ここ数年控えてございましたコース整備とカート修理等の部品をちょっと多めに補充いたしました。増額、それから、燃料の高騰も増額の要因となっております。

Dの販売費及び一般管理費でございます。表の二重丸のDの所でございますけれども、この経費につきましては、固定費的な観点からなかなか節約はできませんが、本年度は約44万円ほど減額となっております。

それでは、11ページにちょっと戻っていただけますでしょうか。決算書の内容は貸借対照表、損益計算書、一般管理費、製造原価、報

告書、これに続きまして、株式資本等変動計算書の内容、これは貸借対照表、損益計算上のそれぞれの項目をピックアップした形式的なものでございます。問題になるのは、この11ページからの個別注記表の3の(4)当期の株主配当の取り扱いについてということでございますけれども、経営再建、営業努力を行ってございますが、今期もわずかな改善はされましたが、営業利益が133万円しかなく、貯蓄を切り崩して借入金の償還を充てているような観点から、配当を見合わせるということは、6月の株主総会で承認を得ております。

最後になりますが、20ページをお開きください。今年度の営業状況でございます。ここに述べてございますけれども、営業方針ということで記載してございます。お客様のためにいろいろとサービスを行っております。それから、好評でございますゴルフ場主催のコンペも載せてございます。なお、今年度は4月の営業開始が早いのと、天候も割と良く、4月、5月と順調な売り上げを続けてございました。6月、7月、天候だとかいろいろな要因を持ちまして入場者が若干、前年度より少なくなりました。7月までの計画入場者で1万6,600人に対して、実績は1万7,336人、736人上回ってございます。昨年の実績、昨年はかなり大幅に伸びたんですが、その実績でトータルで46人下回ってございます。8月からの後半の営業も苦戦をしてございますが、皆で営業努力をして続けたいと思っております。ちなみに、8月が数字的に出ました。ここでちょっと御報告を申し上げます。8月、累計で前年を168人、計画よりも942人、それぞれ上回ってございます。以上で経営状況報告を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第4号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については報告済みといたします。

追加日程1 議案第54号から追加日程6 議案第55号までの6議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 議案第54号から追加日程6 議案第55号までの6議案を追加いたします。

●追加日程1 議案第54号 工事請負契約の変更について(平成27年度南幌中学校耐震等改修(建築主体)工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第54号 工事請負契約の変更につきましては、平成27年度南幌中学校耐震等改修(建築主体)工事の設計変更に伴い本案を提案するものであります。詳細につきましては生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第54号 工事請負契約の変更につきまして御説明を申し上げます。1 契約の目的、平成27年度南幌中学校耐震等改修（建築主体）工事。2 契約の方法、指名競争入札。契約金額、変更前2億4,894万円（内消費税及び地方消費税の額1,844万円）、変更後、2億6,532万3,600円（内消費税及び地方消費税の額1,965万3,600円）。本件につきましては、6月1日付で契約を締結し、工事を進めておりましたが、外壁モルタル部の剥離と壁面と一部損壊、及び屋上笠木パネルの改修等について、当初の設計より数量が超過し、追加工事の必要が生じたことから設計変更を行い、契約金額の変更をするものでございます。なお、契約変更に伴い、1,638万3,600円の追加費用が生じますが、現行予算の中で執行するものでございます。4 契約の相手方、玉川・勝井・南幌工業 特定建設工事等共同企業体、代表者、恵庭市相生町231番地、株式会社 玉川組 代表取締役社長 玉川 裕一。構成員、岩見沢市岡山町12番地53、勝井建設工業 株式会社、代表取締役社長 石井 善昭。同じく構成員、空知郡南幌町栄町1丁目2番27号、株式会社 南幌工業 代表取締役 内田 一之。参考といたしまして、工期は契約締結日より平成27年12月30日までとしております。以上で議案第54号説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第54号 工事請負契約の変更について（平成27年度南幌中学校耐震等改修（建築主体）工事）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第19号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。9番 石川 康弘議員。

（朗読により説明する。）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

石川議員  
議長

発議第19号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程3 発議第20号 安全保障関連法案の国民への十分な説明と徹底審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。4番 志賀浦 学議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いましたが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第20号 安全保障関連法案の国民への十分な説明と徹底審議を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程4 報告第5号 平成26年度各会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。4番 志賀浦 学議員。

南幌町議会議長宛て。決算審査特別委員長 志賀浦 学。委員会審査報告書。認定第1号 平成26年度各会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成26年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いましたが御異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

認定第1号 平成26年度各会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

志賀浦議員  
議 長

志賀浦議員

議 長

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

●追加日程5 報告第6号 平成26年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。4番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

南幌町議会議長宛て。決算審査特別委員長 志賀浦 学。委員会審査報告書。認定第2号 平成26年度南幌町病院事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成26年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

認定第2号 平成26年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

●追加日程6 議案第55号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました 議案第55号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、医療機器の更新経費の追加によるものです。その結果、資本的収入では既定予算に100万円を追加し、3,544万円とし、資本的支出では既定予算に103万7,000円を追加し、4,665万5,000円とするものであります。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

議案第55号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。3ページをお開き願います。初めに、資本的収入及び支出の収入から御説明申し上げます。

1款資本的収入3項企業債1目企業債、100万円の追加でございます。医療機器の更新により医療機器購入事業債を借り入れるものです。詳細は支出で御説明申し上げます。

次に、支出について御説明申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費、103万7,000円の追加、1節器械

及び備品購入費103万7,000円、システム生物顕微鏡の追加で  
ございます。検査のための顕微鏡が故障し、修理期間終了から7年を  
経過しており、部品が無く修理不能となったことから更新するもので  
あります。

1ページにお戻りください。第2条、資本的収入及び支出を資本的  
収入が100万円追加し、3,544万円に、資本的支出が103万  
7,000円を追加し、4,665万5,000円に改めるものでござ  
います。この結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額を1,  
121万5,000円に改めるものでございます。

次に、第3条、起債の限度額を100万円追加し、1,230万円  
に改めるものでございます。以上で議案第55号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直  
ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第55号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)  
は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに  
決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま  
した。ただいまをもって閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありま  
せんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は、ただいまをもって閉会  
といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時09分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_

9 番 \_\_\_\_\_